

社会保障・福祉政策の動向と対応

～ともに生きる豊かな福祉社会をめざして～

政策動向

平成 28 年度 No.2/2016.5.20 政策委員会総会

新着情報

＜概要版＞

【政策トレンド】			P1
【社会保障・財政】	➤ 一億総活躍国民会議（第 8 回）：一億総活躍プラン（案）	2016.5.18	P7
	➤ 財政制度等審議会財政制度分科会：建議	2016.5.18	P11
	➤ 新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチーム：工程表等	2016.3.24	P12
【経済・成長政策】	➤ 経済財政諮問会議（平成 28 年第 9 回）：「骨太の方針」素案	2016.5.18	P14
	➤ 経済・財政一体改革推進委員会：第 2 次報告	2016.4.28	P15
	➤ 産業競争力会議（第 26 回）：成長戦略	2016.4.19	P16
【規制改革】	➤ 規制改革会議（第 62 回）：答申案	2016.5.10	P17
【地方分権】	➤ 第 6 次地方分権一括法：参議院可決・成立	2016.5.13	P18
	➤ 国家戦略特別区諮問会議（第 21 回）：今後の進め方等	2016.4.13	”
【社会福祉法人等】	➤ 社会福祉法人の財務規律の向上に係る検討会（第 2 回）：会計監査等	2016.5.17	P19
	➤ 自民党 厚生労働部会 社会福祉法人プロジェクトチーム	2016.5.11	”
	➤ 社会保障審議会福祉部会（第 16 回）：社会福祉法人改革	2016.4.19	P20
	➤ 成年後見制度の利用促進法：衆議院可決・成立	2016.4.8	P21
	➤ 社会福祉法等の改正：衆議院可決・成立	2016.3.31	”
【高齢者】	➤ 社会保障審議会介護保険部会（第 57 回）：保険者機能の強化等	2016.4.22	P27
	➤ 社会保障審議会介護給付費分科会介護事業経営調査委員会（第 18 回）：消費税負担	2016.4.21	P28
	➤ 社会保障審議会介護給付費分科会（第 128 回）：平成 27 年調査結果等	2016.3.30	”
【障害者】	➤ 障害者総合支援法等の改正法案：衆議院厚生労働委員会で可決	2016.5.11	P30
	➤ これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会	2016.4.28	P31
【子ども・家庭】	➤ 児童福祉法等の改正法案：衆議院厚生労働委員会で可決	2016.5.18	P33
	➤ 社会保障審議会児童部会保育専門委員会（第 6 回）：関係団体ヒアリング	2016.5.10	P34
	➤ 「保活」の実態に関する調査結果（中間とりまとめ）：公表	2016.4.28	P35
	➤ 児童相談所強化プラン：策定・公表	2016.4.25	P36
	➤ 待機児童解消に向けた緊急対策会議	2016.4.18	”
	➤ 子ども・子育て支援法の改正：参議院可決・成立	2016.3.31	P37
	➤ 待機児童解消に向けて緊急に対応する施策	2016.3.28	”
	➤ 社会保障審議会児童部会新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会：報告（提言）	2016.3.10	P38
	➤ 「保育所における第三者評価の実施について」：通知発出	2016.3.1	”
【生活困窮】	➤ ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）結果：公表	2016.4.28	P40
	➤ 生活困窮者自立支援制度支援状況調査の結果（28 年 2 月）	2016.4.20	”
【予算】	➤ 平成 28 年度補正予算：参議院可決・成立	2016.5.17	P42
	➤ 平成 28 年度予算：参議院可決・成立	2016.3.29	”
【人材確保】	➤ 介護のシゴト魅力向上懇談会（第 4 回）	2016.4.14	P48
	➤ 介護プロフェッショナルキャリア段位制度の在り方に関する検討会：とりまとめ	2016.3.30	”

目 次

〔政策トレンド〕	P 1
----------	-----

〔分類・事項〕

1. 社会保障・財政・税制	【社会保障】	P 7
2. 経済・成長政策	【経済政策】	P 14
3. 規制改革・行財政・特区	【規制改革】	P 17
4. 地方分権改革	【地方分権】	P 18
5. 社会福祉法人等	【社会福祉法人等】	P 19
6. 高齢者	【高齢者】	P 27
7. 障害者	【障害者】	P 30
8. 子ども・家庭福祉	【子ども・家庭】	P 33
9. 生活困窮・生活保護	【生活困窮】	P 40
10. 予算	【予算】	P 42
11. 人材確保	【人材】	P 48
12. 災害対策	【災害対策】	P 52
13. その他	【その他】	P 53
政策委員会要望書	要望書	P 54

平成 28 年

◆4 月 21 日 社会福祉法人制度改革に関する要望書

【社会保障・財政・税制】

◆一億総活躍国民会議(第8回):一億総活躍プラン(案)

5月18日:「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策-成長と分配の好循環の形成に向けて-」(平成27年11月26日)にもとづく、具体的なロードマップとなる「ニッポン一億総活躍プラン」(案)が示され、とりまとめに向けて議論した。

一億総活躍社会の実現に向けては、長期的かつ継続的な取組が必要であり、「経済・財政再生計画」の枠組みの下、安定した恒久財源を確保しつつ、施策の充実を検討していくことが重要であるとの考えを示している。また、日本にとって最も重要な課題をロードマップにおいて示し、真に効果的な施策に重点化して推進すること、またプランで決定したロードマップの進捗状況については、継続的に実施状況を調査し、施策の見直しを図るとしている。(P7)

⇒プランにおいては、「10年先の未来を見据えたロードマップ」が示され、「戦後最大の名目GDP600兆円」、「希望出生率1.8」、「介護離職ゼロ」という3つの目標それぞれについて、課題や改革の方向と対応策が示されている。具体的な改革の対応策は平成29年度予算編成においてさらに具体化されるところであり、その財源確保の課題もあわせて施策の動きを注視していくとともに、社会福祉法人としての取組を具体化する必要がある。

◆財政制度等審議会財政制度分科会:建議

5月18日:財政制度等審議会・財政制度分科会は、財政健全化目標の達成に向けて策定された「経済・財政再生計画」の着実な実施に向けた基本的考え方を、「経済・財政再生計画」の着実な実施に向けた建議」としてとりまとめた。建議では、「経済・財政再生計画」の着実な実施のため、2020年度までの国・地方のプライマリーバランス(PB)黒字化、その後の債務残高対GDP比の安定的な引下げという財政健全化目標を堅持する方向性が示されている。今後とも、目安及び改革工程表に沿って、経済・財政再生計画を着実に実施していくことが不可欠であるとの確認がなされている。(P11)

⇒社会保障関係費の伸びについては、今後も経済・財政再生計画に示された目安を確実に達成しつつ、持続可能な制度を次世代に引き渡す責任を果たしていくためには、改革工程表に沿った改革の着実な実行が不可欠であるとの方向性が示されている。平成29年度予算編成に向けて、社会保障・社会福祉関係の予算・制度、特に介護等の給付と負担のあり方などについての課題提起と対応をはかる必要がある。

◆新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチーム:工程表等

3月24日:「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」(平成27年9月)にもとづき、平成30年度までの年度毎の取組や長期的な検討事項等を整理した「工程表(案)」について協議した。

工程表では、包括的な相談支援体制の構築、サービスを効果的に提供するための生産性の向上、新たなシステムを担う人材の育成・確保などの各分野について、取組事項と年度ごとの具体的な事業等の実施について整理されている。

また、高齢者、障害者(児)、児童などの福祉サービスを総合的に提供する上での規制等について、現行制度での運用上の対応等を整理した「地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン(案)」(以下、ガイドライン案)について議論した。これらの内容については、今後通知が発出される予定である。(P12)

⇒平成28年4月以降、総合的な福祉サービスの提供に向けて、各制度の人員配置基準、設備基準の緩和について、必要に応じて報酬改定も視野に入れながら、平成30年度までにかけて検討す

る予定とされている。施策の具体化に向けた課題を整理し、モデル事業の取組を検討する必要がある。

【経済・成長政策】

◆経済財政諮問会議(平成 28 年第 9 回):「骨太の方針」素案

5 月 18 日:「経済財政運営と改革の基本方針 2016(仮称)」(素案)が示され、とりまとめに向けて議論した。経済再生と財政健全化の双方を一体として実現することが重要であり、昨年閣議決定した「経済・財政再生計画」の初年度の予算となる 28 年度予算を着実に実施するほか、アクション・プログラムに沿ってワイズ・スペンディングを強化するなど、経済・財政一体改革を引き続き推進していく必要があるとの認識などのもとに具体的な施策を整理している。

「成長と分配の好循環の実現」における「結婚・出産・子育ての希望、働く希望、学ぶ希望の実現」として、子ども・子育て支援、子どもの貧困対策等、介護の環境整備等、障害者等の活躍支援、地域共生社会の実現等が盛り込まれている。(P14)

⇒5 月末に骨太の方針がとりまとめられる予定である。社会保障分野については、「経済・財政再生計画」に掲げられた医療・介護提供体制の適正化、インセンティブ改革、公的サービスの産業化、負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化等の改革について、改革工程表に沿って着実に改革を実行していくとしている。平成 29 年度予算編成に向けて、社会保障・社会福祉関連の改革事項と今後の改革の具体的な内容、その財源確保について把握・検証する必要がある。

【規制改革】

◆規制改革会議(第 62 回):答申案

5 月 10 日:「規制改革に関する第 4 次答申(案)」(後日公開)などについて議論した。

4 月 19 日:規制改革会議ホットライン対策チームは、各ワーキング・グループで更に精査・検討を必要とする事項を示した。健康・医療ワーキング・グループ関連では企業提案の「保育人材確保における民間保育資格保有者活用に向けた規制改革に係る事項」が含まれている。具体的には、英国国家職業資格認定チャイルドマインダー養成の修了者等の取扱いに関する事項であるが、厚生労働省は「対応不可」と回答している。

4 月 14 日の健康・医療ワーキング・グループにおいては、規制改革実施計画(平成 25 年 4 月 17 日閣議決定)への措置状況等を議論した。厚生労働省は、措置状況として、保育所への株式会社・NPO 法人等の参入拡大、利用者のニーズに応えた保育拡充、第三者評価の受審促進などの保育の質の評価の拡充、保育士試験等の保育士数の増加等について報告した。(P17)

⇒平成 28 年 5 月までに所管省庁からの回答をもとにワーキング・グループ等で精査し、その後、調査結果のとりまとめと規制改革会議への報告等が予定されている。健康・医療分野の重点的フォローアップ項目として、「新たな保険外併用の仕組みの創設」、「介護・保育事業等の経営管理の強化とイコールフットINGの確立」が掲げられている。骨太の方針 2016(素案)では「規制改革に終わりはない。」との理念の下、現在の規制改革会議の設置期限(平成 28 年 7 月末)以降も切れ目なく規制改革に取り組んでいく」とされており、対応が求められる。厚生労働省の回答の状況等を把握・分析し、課題提起と対応をはかる必要がある。

【地方分権】

◆国家戦略特別区諮問会議(第 21 回):今後の進め方等

4 月 13 日:区域計画の認定と 1 次指定 6 区域の評価などについて協議した。有識者議員は、国家戦略特区の今後の進め方について、この 2 年間の集中改革期間に対する評価とともに国家戦略特区の「新たな目標」を示した。また、新たな目標を達成するため、今後 2 年間で例えば「改革強化・可視化期間」として位置付け、規制改革メニューの追加などを一層強化していく必要があることを示している。(P18)

⇒「新たな目標」において引き続き岩盤規制の完全打破に向けた取組を強化する重点課題として、「医療・福祉・教育分野での「官民事業主体のイコールフティング」徹底」が掲げられており、議論の状況等を把握・分析し、課題提起と対応をはかる必要がある。

【社会福祉法人等】

◆社会福祉法人の財務規律の向上に係る検討会(第 2 回)

5 月 17 日:社会福祉法人の会計監査について、第 1 回(4 月 26 日)の検討を踏まえ、①会計監査人候補者の選び方、②会計監査人の実施範囲(証明範囲の設定)について方向性(案)をもとに確認した。また、会計監査の実施内容(重点監査項目の設定)と会計監査人非設置法人に対する専門家の活用方法について議論した。

会計監査の実施内容(重点監査項目の設定)について、会計監査における法人の内部統制の確認事項を検討した。法人の内部統制については、①事業(社会福祉、公益、収益事業)にかかる内部統制、②法人全般にかかる内部統制の 2 つの観点が見示されている。①については、社会福祉法人における公益性・非営利性の高い事業の特性等を踏まえ、会計監査人が特に注力する分野として、「購買」、「資金管理」、「固定資産管理」、「人件費」の各プロセスが見示されている。(P19)

◆社会保障審議会福祉部会(第 16 回):社会福祉法人改革

4 月 19 日:社会福祉法等の一部改正にともなう社会福祉法人改革について、平成 29 年 4 月の施行事項などに関する今後の主な検討課題について議論するため福祉部会での審議が再開された。社会福祉法等の一部改正の概要と審議経過及び、平成 28 年 4 月施行分の改正事項についての報告の後、今後の主な検討課題について議論した。

今後の主な検討課題としては、①評議員の員数に係る経過措置、②会計監査人の設置法人、③控除対象財産の算定方法、④地域協議会が掲げられている。(P20)

⇒社会福祉法等改正法の平成 29 年 4 月施行事項である会計監査の範囲や重点項目等、また社会福祉充実計画の策定に係る控除対象財産の具体的な算定ルール等について議論が行われており、社会福祉法人制度改革への対応及び、改正法の具体的な内容及び取組の課題等について、引き続き、全社協関係組織からの意見・要望と具体的な提案をしていく必要がある。

◆社会福祉法等改正法:衆議院可決・成立

3 月 31 日:「社会福祉法等の一部を改正する法律案」(平成 27 年 4 月 3 日・閣議決定)については、昨年(平成 26 年)の第 189 回通常国会の閉会にともない、審議未了で継続審査とされていたが、開会中の第 190 回通常国会において審議され可決・成立した。衆議院での可決に先立つ参議院での可決(平成 28 年 3 月 23 日)にあたり、参議院厚生労働委員会で附帯決議(3 月 17 日)がなされている。

なお、3 月 31 日付で「社会福祉法等の一部を改正する法律の公布について」(社援発 0331 第 40 号、厚生労働省 社会・援護局長通知)及び、「社会福祉法等の一部を改正する法律の施行について」(社援発 0331 第 41 号、厚生労働省 社会・援護局長通知)が発出されている。(P21)

⇒改正法は3月31日に公布され、一部が4月1日から施行される。今後、法律にもとづく政省令等の整備とともに、社会保障審議会福祉部会において制度の詳細に関する検討が行われている。社会福祉法人制度改革への対応及び、改正法の具体的な内容及び取組の課題等について、全社協関係組織からの意見・要望と具体的な提案をしていく必要がある。

【高齢者】

◆社会保障審議会介護保険部会(第57回):保険者機能の強化等

介護保険部会では、平成30年度の介護保険制度見直しに向けた議論が進められている。介護保険制度の見直しにあたっては、これまでの制度改革等の取組をさらに進め、(1)地域包括ケアシステムの推進、(2)介護保険制度の持続可能性の確保、に取組むことが重要であるとの考えのもと、主な検討事項にそって議論が進められる。

第57回会議(4月30日)では、保険者機能の強化など地域の実情に応じたサービスの推進について、①保険者等による地域分析と対応、②サービス供給への関与のあり方、③ケアマネジメントのあり方、の論点などを議論した。(P27)

⇒平成30年度の介護保険制度の見直しに関する議論の状況等を把握・分析し、課題提起と対応をはかる必要がある。

◆社会保障審議会介護給付費分科会介護事業経営調査委員会(第18回):消費税負担

4月21日:平成29年4月に予定されている消費税率引上げにともない、介護保険サービスに関する消費税の取扱い等について検討を行うため、消費税8%へ引上げ時の対応の評価及び10%へ引上げへの対応に関する意見について、第17回(4月15日)から引き続き関係団体のヒアリングを実施した。(P74)

⇒介護保険部会での議論とあわせて介護保険事業に係る控除対象外消費税の現状等をもとに、消費税10%への引上げにともなう影響を把握・分析し、課題提起と対応をはかる必要がある。

【障害者】

◆障害者総合支援法等の改正法案:衆議院厚生労働委員会で可決

5月11日:「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案」(3月1日、閣議決定)は、衆議院厚生労働委員会において附帯決議を付して可決された。

本法案は、障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うものである。(P30)

⇒障害者総合支援法等の改正に関する議論の状況等を把握・分析し、課題提起と対応をはかる必要がある。

【子ども・家庭】

◆児童福祉法等の改正法案：衆議院厚生労働委員会で可決

5月18日：「児童福祉法等の一部を改正する法律案」が衆議院厚生労働委員会にて、全会一致で可決された。本法案は、全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずるものである。(P33)

⇒社会保障審議会児童部会新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会の報告（提言）（平成28年3月1日）などを踏まえた内容となっており、児童福祉法等の改正に関する議論の状況等を把握・分析し、課題提起と対応をはかる必要がある。

◆社会保障審議会児童部会保育専門委員会（第6回）：関係団体ヒアリング

保育所保育指針の改定に向けて、社会保障審議会児童部会に保育専門委員会が設置され、議論が進められている。平成20年に改定された保育所保育指針について、改定時から現在に至るまでの社会情勢の変化（子ども・子育て支援新制度の施行、保育所利用児童数の増加、保護者支援の重要性の高まり等）や文部科学省における幼稚園教育要領の構造的な見直しに向けた検討等を踏まえ検討を進める。今後、月1回程度開催することとし、検討期間は概ね1年程度が予定されている。今後、中間とりまとめを行う予定である。

第6回会議（5月10日）では関係団体ヒアリングとともに、中間まとめの構成（案）をもとに議論した。(P34)

⇒平成30年度からの次期保育所保育指針の施行に向けて、平成28年度に委員会として改定のとりまとめを行う予定であり、議論の推移を把握し、意見提出する必要がある。

◆子ども・子育て支援法の改正：参議院可決・成立

3月31日：子ども・子育て支援法の改正法が、参議院で可決・成立した。第二の矢「夢をつむぐ子育て支援」の実現に向けて、平成28年4月1日から事業主拠出金制度を拡充し、最大5万人の保育の受け皿の整備など子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るものである。具体的には、仕事・子育て両立支援事業の創設や事業主拠出金の率の引き上げ等が実施される。(P37)

⇒企業による事業所内保育事業を進めることで多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大を行い仕事と子育てとの両立に資することを目指しており、事業の実施状況などを把握・分析する必要がある。

◆待機児童解消に向けた緊急に対応する施策

3月28日：厚生労働省は、待機児童解消までの緊急的な取組として、「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について」をとりまとめた。

平成27年4月1日現在の待機児童数が50人以上いる114市区町村及び待機児童を解消するために受け皿拡大に積極的に取り組んでいる市区町村を対象に、①子ども・子育て支援新制度施行後の実態把握と緊急対策体制の強化、②規制の弾力化・人材確保等、③受け皿確保のための施設整備促進、④既存事業の拡充・強化、⑤企業主導型保育事業の積極的展開、といった措置を講じるものである。(P37)

⇒新たな施策の実施とともに既存事業の拡充・強化が盛り込まれており、施策・事業の内容を具体的に把握し、課題提起と対応をはかる必要がある。

◆「保育所における第三者評価の実施について」：通知発出

3月1日：厚生労働省は、福祉サービス第三者評価事業における保育所版の評価基準ガイドラインの

改定について「保育所における第三者評価の実施について」(雇児発第 0301 第 3 号・社援発第 0301 第 2 号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、同社会・援護局長通知)を発出した。

通知では、保育サービスの質の向上を図り、安心して子どもを預けることができる環境を整備する必要があることから、「規制改革実施計画」(平成 26 年 6 月 24 日閣議決定)において、保育分野における第三者評価受審率の数値目標を定めることとされたほか、「日本再興戦略」改訂 2015」(平成 27 年 6 月 30 日閣議決定)において、平成 31 年度末までにすべての保育事業者において第三者評価の受審が行われることを目指すこととされている。(P38)

⇒平成31年度末までにすべての保育事業者において第三者評価を受審することが目標とされており、保育の質の向上と保育の「見える化」をはかるため計画的な受審を進める必要がある。

【予算】

◆平成 28 年度補正予算：参議院可決・成立

5 月 17 日：平成 28 年熊本地震に関し当面必要となる経費 7,780 億円を追加する平成 28 年度補正予算が参議院で可決し、成立した。

住宅の確保や生活再建支援金の支給など被災者支援に要する経費を計上するとともに、『熊本地震復旧等予備費』を創設し、今後、被災者の方々の事業再建、道路・施設等のインフラ復旧や、がれき処理等を迅速に進めていくための十二分の備えを整えるものである。(P42)

⇒28 年度当初予算に計上している予備費等と合わせ、当面の復旧対策に万全を期すとしており、予算内容と執行の把握とともに、被災地の復興に向け継続的な支援と被災地の課題等を踏まえた対応を進める必要がある。

◆平成 28 年度予算：参議院可決・成立

3 月 29 日：平成 28 年度政府予算が、参議院で可決・成立した。一般会計の総額が、約 96 兆 7,200 億円となる。

平成 28 年度予算は、経済再生と財政健全化の両立する予算として、一億総活躍社会の実現に向けて、「希望出生率 1.8」、「介護離職ゼロ」に直結する、子育て支援や介護サービス等の充実を図るほか、教育費の負担軽減等を進めるものである。

また、持続可能な社会保障制度の確立に向けて、社会保障関係費の伸びを「経済・財政再生計画」の「目安」に沿って抑制する内容となっている。「経済財政運営と改革の基本方針 2015」に掲げられた改革検討項目について、具体的な方向性や検討実施時期を明確にした「改革工程表」(経済・財政再生アクション・プログラム)に沿って改革を着実に実行するとしている。

厚生労働省の一般会計は、30 兆 3,110 億円で、平成 27 年度(29 兆 9146 億円)比で 1.3%増となっている。社会保障の充実・安定化については、消費税引上げによる平成 28 年度の増収分[8.2 兆円]は全て社会保障の充実・安定化に向けるとし、①基礎年金国庫負担割合 2 分の 1[3.1 兆円]、②社会保障の充実[1.35 兆円、うち子ども・子育て支援新制度の実施＝5,593 億円、社会的養護の充実＝345 億円]、③消費税引上げに伴う社会保障 4 経費の増[0.37 兆円]、④後代への負担つけ回しの軽減[3.4 兆円]に向けられる。(P42)

⇒持続可能な社会保障制度の確立に向けて、社会保障関係費の伸びを「経済・財政再生計画」の「目安」(5000 億円)に沿って抑制する内容となっている。予算においては、税収及び社会保障給付の重点化及び効率化を進める方向性が示されており、予算内容と執行の把握・分析とともに、社会福祉関連予算の確保・充実に向けて提案・要望を進める必要がある。

1. 社会保障・財政・税制

《直近の動向》

➤ 2016.5.18 一億総活躍国民会議(第8回):一億総活躍プラン(案)

- ▶ 「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策-成長と分配の好循環の形成に向けて-」(平成27年11月26日)にもとづく、具体的なロードマップとなる「ニッポン一億総活躍プラン」(案)が示され、とりまとめに向けて議論した。5月31日に閣議決定の予定である。
- ▶ 一億総活躍社会の実現に向けては、長期的かつ継続的な取組が必要であり、「経済・財政再生計画」の枠組みの下、安定した恒久財源を確保しつつ、施策の充実を検討していくことが重要であるとの考えを示している。また、日本にとって最も重要な課題をロードマップにおいて示し、真に効果的な施策に重点化して推進すること、またプランで決定したロードマップの進捗状況については、継続的に実施状況を調査し、施策の見直しを図るとしている。
- ▶ プランでは、「10年先の未来を見据えたロードマップ」が示され、「戦後最大の名目GDP600兆円」、「希望出生率1.8」、「介護離職ゼロ」という3つの目標それぞれについて、①国民生活における課題、②検討すべき方向性、③対応策からなる「樹形図(ツリー図)」を作成し、政策を整理している。
- ▶ あわせて、「時間軸と指標を持った対応策の提示」として、合計で43項目からなる対応策について、項目ごとに、①国民生活における課題、②今後の対応の方向性、③具体的な施策を記載する。④ロードマップの年次は、「戦後最大の名目GDP600兆円」に向けた施策については平成28年度(2016年度)から平成33年度(2021年度)の6年間、「希望出生率1.8」、「介護離職ゼロ」に向けた施策については平成28年度(2016年度)から平成37年度(2025年度)の10年間とし、各年度において施策をどのように展開していくかを可能な限り指標を掲げつつ示している。

《概要》

1. 成長と分配の好循環メカニズムの提示

(3)成長と分配の好循環のメカニズム

○「成長と分配の好循環」のメカニズムとその効果をできる限り定量的に示すことを目的として、労働供給の増加と賃金上昇を通じた政策効果の試算を行った。今回、評価の対象とした政策は、次の5項目である。

①子育て支援の充実

保育の受け皿確保、保育士確保に向けた待遇改善も含めた総合的取組の推進

②介護支援の充実

介護の受け皿確保、介護人材確保に向けた待遇改善も含めた総合的取組の推進

③高齢者雇用の促進

働く希望を持つ高齢者の雇用促進

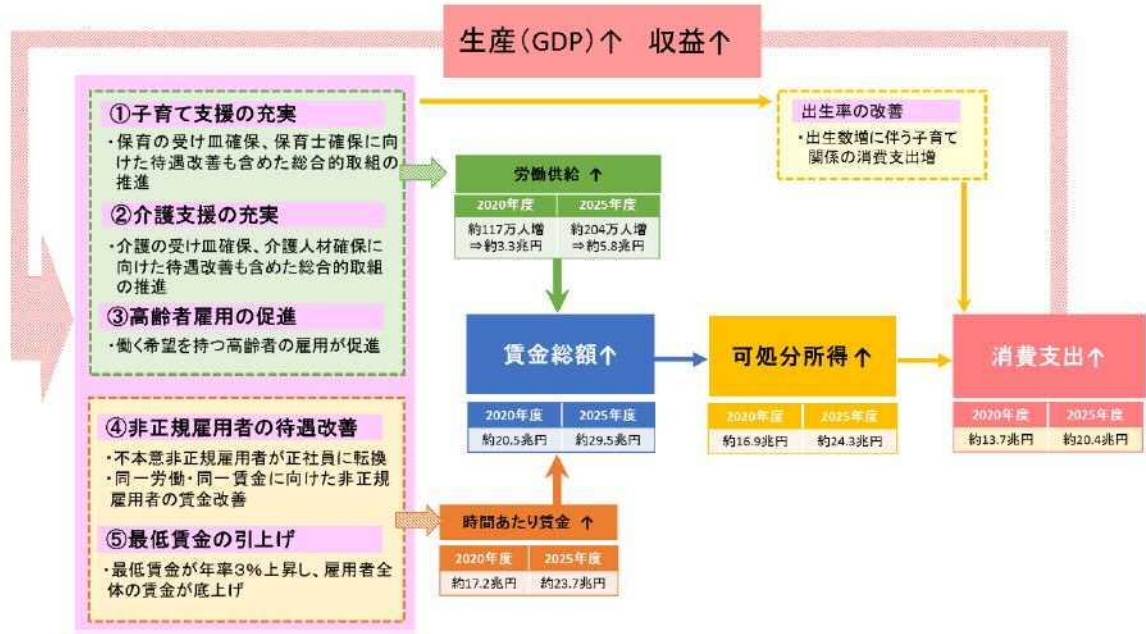
④非正規雇用者の待遇改善

不本意非正規雇用者の正社員への転換及び同一労働・同一賃金に向けた非正規雇用者の賃金改善

⑤最低賃金の引上げ

最低賃金の年率3%上昇による雇用者全体の賃金底上げ

図 一億総活躍社会の実現に向けた成長と分配の好循環モデルー賃金・所得・消費の循環を中心とした試算ー



- 1) 上記は、労働供給の増加と賃金上昇を通じた直接的な政策効果について、仮定を置いて試算したものであり、GDP600兆円への道筋の全体像を示すものではない。
- 2) 効果額は政策が行われない場合との差分のみを示したものであり、人口動態による労働供給の減少効果や一般物価の上昇による効果は含まない。また、潜在需要の顕在化効果や投資リターンの向上、それに伴う設備投資増加の効果、産業間の労働移動の影響などについては、試算の対象としていない。なお、試算の内容は不確実性を伴うため、相当な幅を持って理解される必要がある。
- 3) 規模感の目安として、例えば2014年度時点において、労働力人口をみると約6,600万人、賃金総額をみると約240兆円、試算の対象としている雇用者の可処分所得及び消費支出はそれぞれ約200兆円及び約140兆円である。

2. 一億総活躍の実現に向けた横断的課題である働き方改革の方向

- 同一労働同一賃金の実現など非正規雇用の待遇改善
- 長時間労働の是正
- 高齢者の就労促進

3. 「希望出生率 1.8」に向けた取組の方向

(1) 子育て・介護の環境整備

- 子育てや介護をしながら仕事を続けることができる社会をつくるため、保育や介護の受け皿整備を一層加速する。
- 求められる保育・介護サービスを提供するための人材の確保に向けて、安定財源を確保しつつ、保育士や介護人材の処遇改善、多様な人材の確保・育成、生産性向上を通じた労働負担の軽減、さらには安心・快適に働ける環境の整備を推進するなどの総合的対策を示す。
- 高い使命感と希望を持って、保育士や介護職の道を選んだ人たちを応援する。また、保育士や介護職の方たちがキャリアアップできるよう、再編・統合等を通じた大規模化・連携の強化などの環境整備を図る。

(保育人材確保のための総合的な対策)

- 「希望出生率 1.8」の実現に向けて、昨年末の緊急対策で、平成29年度末(2017年度)までの保育の受け皿整備量を40万人分から5万人分に上積みした。平成28年度(2016年度)予算では、保育サービスは質・量ともにさらに拡大した。本年4月からは企業主導型の新たな保育事業が始まり、事業所内保育所の新設が図られる。また即効性の高い既存事業所内保育所の空き定員の活用を図る。これらにより、5万人の受入れを進める。小規模の保育所の整備や空き教室などの地域のインフラの活用による受け皿の拡大も促進する。

○新たに「経済財政運営と改革の基本方針 2015」等に記載されている更なる「質の向上」の一環としての2%相当(6,000円)の処遇改善を行うとともに、予算措置が執行面で適切に賃金に反映されるようにしつつ、キャリアアップの仕組みを構築し、保育士としての技能・経験を積んだ職員について、現在4万円程度ある全産業の女性労働者との賃金差がなくなるよう、追加的な処遇改善を行う。児童養護施設等においても、その業務に相応の処遇改善を行う。

○多様な保育士の確保・育成に向けて、保育士を目指す学生に返済を免除する月5万円の修学資金貸付制度を拡充し、いったん仕事を離れた人が再び仕事に就く場合の20万円の再就職準備金貸付制度を創設した。また、保育所が保育補助者を雇用して保育士の負担を軽減する場合には、約295万円の返還免除付きの貸付を行う事業を創設した。このような施策については、さらなる充実を図る。

○チーム保育を推進する保育所には手厚く運営費を交付して、保育士の負担軽減やキャリアに応じた賃金改善を後押しする。さらに、ICT等を活用した生産性向上による労働負担軽減、保育士の勤務環境の改善などに取り組む。

○大都市圏を中心になお多くの待機者がおり、緊急的に対応すべき措置として、待機児童が集中している関連自治体などと連携して対応策を取りまとめたところであり、速やかに実行していく。

○保育の受け皿整備に加えて、保育士の処遇改善、多様な人材の確保・育成、生産性の向上を通じた労働負担の軽減を柱として9万人の保育人材の確保に総合的に取り組み、待機児童解消の実現を目指す。

(放課後児童クラブ・放課後子供教室の整備及び一体実施)

○共働き家庭等のいわゆる小1の壁を打破するとともに次代を担う人材を育成するため、平成31年度末(2019年度末)までに放課後児童クラブ30万人の追加的な受け皿整備を進め、全小学校校区に当たる約2万か所で放課後児童クラブと放課後子供教室を連携して事業実施し、その半分に当たる約1万か所で一体として事業実施する。さらに、放課後児童クラブについて、経験等に応じた職員の処遇改善や業務負担軽減対策を進めるとともに、追加的な受け皿整備を平成30年度末(2018年度末)に前倒して実現するための方策を検討する。なお、処遇改善に当たっては、予算措置が執行面で適切に賃金に反映されるようにする。

(2)すべての子供が希望する教育を受けられる環境の整備

○すべての子供が夢に向かって頑張ることができる社会をつくらなければならない。未来を担う子供たちへの投資を拡大し、格差が固定化せず、誰にもチャンスがある一億総活躍社会を創っていく。

(ひとり親家庭や多子世帯等への支援)

○28年度(2016年度)予算に盛り込まれている、幼児教育の無償化拡大によって所得の低い世帯では第二子は半額、第三子以降は無償とする。ひとり親家庭への支援については、児童扶養手当の機能を充実し、第二子は36年ぶり、第三子以降は22年ぶりに加算額を最大で倍増した。さらに、放課後児童クラブ等が終わった後の地方自治体による子供の居場所づくりを支援する。この際、子供の生活習慣の習得・学習支援、食事の提供等を行う。児童養護施設や里親の下で育った子供の進学支援のため、毎月家賃相当額に加え生活費を貸し付け、就業継続等の条件により返還を免除する制度を本年度から創設したところ、今後も必要な対応を検討していく。また、いわゆる団塊ジュニア世代の人口構造上の重要性も踏まえつつ、多子世帯への支援を推進する。

○児童虐待の問題に社会全体で対応し、児童の最善の利益が優先して考慮されるよう、児童相談所の専門性強化等による発生時の迅速・的確な対応に加え、予防から児童の自立支援(家庭養護の推進等)に至るまでの総合的な対策を進める。これを踏まえ、児童保護手続における裁判所の関与の在り方や、特別養子縁組制度の利用促進の在り方について検討し、必要な措置を講ずる。

(課題を抱えた子供たちへの学びの機会の提供)

- いじめや発達障害など様々な事情で不登校となっている子供が、自信を持って学んでいけるよう、フリースクール等の学校外で学ぶ子供への支援を行い、夜間中学の設置促進等を図る。
- 経済的な理由や家庭の事情により学習が遅れがちな子供を支援するため、大学生や元教員等の地域住民の協力及び ICT の活用等による原則無料の学習支援を行う地域未来塾を、平成 31 年度(2019 年度)までに全中学校区の約半分に当たる 5000 ヶ所に拡充し、高校生への支援も実施する。

(奨学金制度の拡充)

- 家庭の経済事情に関係なく、希望すれば誰もが大学や専修学校等に進学できるよう、安定財源を確保しつつ、奨学金制度の拡充を図る。
- 無利子奨学金については、残存適格者を解消するとともに、低所得世帯の子供に係る成績基準を大幅に緩和することにより、必要とするすべての子供たちが受給できるようにする。
- 有利子奨学金については、現在の低金利の恩恵がしっかりと行き渡るよう、金利見直し方式を選択した場合、現在の金利水準に照らせばほぼ無利子となるような仕組みを検討する。
- 給付型奨学金については、世代内の公平性や財源などの課題を踏まえ検討を進め、本当に厳しい状況にある子供たちへの給付型支援の拡充を図る。
- 奨学金の返還については、卒業後の年収が 300 万円以下の場合には 10 年間の返還猶予が適用され、更に、申込時の家計支持者の世帯年収が 300 万円以下で卒業後の本人の年収が 300 万円以下の場合には無期限返還猶予が適用される。こうした制度の周知徹底を図るとともに、社会に出た後の所得に応じて返還額を変化させる新たな所得連動返還型奨学金制度を平成 29 年度(2017 年度)の進学者から速やかに導入することで、大幅な負担軽減を図る。

4.「介護離職ゼロ」に向けた取組の方向

(1)介護の環境整備

(介護人材確保のための総合的な対策)

- 介護人材の処遇については、競合他産業との賃金差がなくなるよう、平成 29 年度(2017 年度)からキャリアアップの仕組みを構築し、月額平均1万円相当の改善を行う。この際、介護保険制度の下で対応することを基本に、予算編成過程で検討する。
- 障害福祉人材の処遇についても、介護人材と同様の考え方に立って予算編成過程で検討する。
- 多様な介護人材の確保・育成に向けて、介護福祉士を目指す学生に返済を免除する月 5 万円の修学資金貸付制度や、いったん仕事を離れた人が再び仕事に就く場合の 20 万円の再就職準備金貸付制度の更なる充実、高齢人材の活用等を図る。また、介護ロボットの活用促進や ICT 等を活用した生産性向上の推進、行政が求める帳票等の文書量の半減などに取り組む。さらに、改正介護休業制度の着実な実施や、介護休業の取得促進に関する周知・啓発の強化を行うなど、仕事と介護の両立が可能な働き方の普及を促進する。
- 介護の受け皿整備に加え、介護の仕事の魅力を向上し、介護人材の処遇改善、多様な人材の確保・育成、生産性の向上を通じた労働負担の軽減を柱として 25 万人の介護人材の確保に総合的に取り組む。
- 経済連携協定(EPA)に基づく専門的介護人材の活用を着実に進めるとともに、出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案の成立後、これらの仕組みに基づく外国人材の受入れについて、それぞれの制度趣旨に沿って積極的に進めていく。

(3)障害者、難病患者、がん患者等の活躍支援

○一億総活躍社会を実現するためには、障害者、難病患者、がん患者等が、希望や能力、障害や疾病の特性等に応じて最大限活躍できる環境を整備することが必要である。このため、就職支援及び職場定着支援、治療と職業生活の両立支援、障害者の身体面・精神面にもプラスの効果がある農福連携の推進、ICT の活用等、就労のための支援に取り組むとともに、グループホームや就労支援事業等を推進する。

○2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、ユニバーサルデザインの社会づくり(心のバリアフリー、街づくり)を推進するとともに、障害者のスポーツ、文化芸術活動の振興を図る。

○障害のある子供も、障害のない子供と可能な限り共に学べるようにし、自立や社会参加を果たせるように環境を整備する。特に、小中学校における通級指導を推進するとともに、高等学校においても通級指導を平成 30 年度(2018 年度)から新たに制度化し、小中高等学校あわせて指導内容や指導体制等の環境整備を進める。

(4)地域共生社会の実現

○子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。また、寄附文化を醸成し、NPO との連携や民間資金の活用を図る。

5.「戦後最大の名目 GDP600 兆円」に向けた取組の方向

(14)生産性革命を実現する規制・制度改革

○人口減少下における供給制約を克服するためには、生産性を抜本的に向上させるしかない。このため、生産性革命を実現する規制・制度改革のあり方を見直し、コーポレートガバナンスの強化など未来投資を促す制度改革に果敢に取り組む。

(新たな規制・制度改革メカニズムの導入)

○第 4 次産業革命は、技術革新の予見が難しい上に、スピードが求められる。先が読めない時代だからこそ、官民で産業革新の将来像を共有し、中期目標からバックキャストしてロードマップを描き、必要となる規制・制度改革を実施していく。また、事業者目線で事業コストを徹底的に削減し、生産性を向上させるため、規制改革、行政手続きの簡素化、IT 化を一体的に進める。

(国家戦略特区の活用)

○「国家戦略特区」について、平成 29 年度末(2017 年度末)までの 2 年間を「集中改革強化期間」とし、残された「岩盤規制」の突破口を開くなどの取組を行う。これにより、民間の能力が十分に発揮できる世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備し、経済成長につなげることを、「新たな目標」として設定する。

➤ 2016.5.18 財政制度等審議会財政制度等分科会：建議

▶ 財政制度等審議会・財政制度分科会は、財政健全化目標の達成に向けて策定された「経済・財政再生計画」の着実な実施に向けた基本的考え方を、「経済・財政再生計画」の着実な実施に向けた建議」としてとりまとめた。

▶ 2020 年度までの国・地方のプライマリーバランス(PB)黒字化、その後の債務残高対 GDP 比の安定的な引下げという財政健全化目標を堅持するとし、計画で示された一般歳出の水準等の目安に沿って編成された 28 年度予算は目標達成に向けた第一歩であるとしている。また、計画はスタートしたばかりであり、手綱を緩めるような状況には全くない。今後とも、目安及び改革工程表に沿って、経済

・財政再生計画を着実に実施していくことが不可欠であるとしている。

- ▶ 社会保障関係費の伸びについては、今後も経済・財政再生計画に示された目安を確実に達成しつつ、持続可能な制度を次世代に引き渡す責任を果たしていくためには、改革工程表に沿った社会保障制度改革の着実な実行が不可欠である。また、改革の実効性を高めるため、今後進められる改革の具体的内容についての検討にあたっては、これまでの当審議会の建議で示した改革の方向性や内容を十分に踏まえたものとすべきとの考え方が示されている。
- ▶ 「負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化」において、「社会保障制度への国民の信頼性を高め、持続可能なものとするためには、負担の公平性の確保と給付の適正化に向けた不断の改革が不可避である」とし、「まず、高額療養費制度及び高額介護サービス費制度の見直しについて、改革工程表に沿って、世代間・世代内での負担の公平性の確保や負担能力に応じた負担等の観点から、具体的内容を検討し、平成 28 年末までに結論を得て、その結果に基づいて速やかに必要な措置を講じる必要がある」としている。
- ▶ 生活保護については、「最後のセーフティネットとしての機能を有するものであるとともに、受給者の自立の助長を趣旨とするものでもあり、制度に対する国民の理解と信頼を確保していかなければならない。このため、生活保護制度の適正化に向けて、不断の見直しを行い、改革工程表に沿って、現行制度で実施可能な事項は、早期に検討・実施していくべきである」とし、「平成 29 年度の次期生活扶助基準の検証に合わせ、自立支援の推進等の観点から、生活保護制度全般について検討し、その結果に基づいて必要な措置（法改正を要するものに係る平成 30 年通常国会への法案提出を含む）を講じるべきである」としている。

➤ 2016.3.24 **新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチーム：工程表等**

- ▶ 厚生労働省の検討プロジェクトチームは、「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」（平成 27 年 9 月）にもとづき、平成 30 年度までの年度毎の取組や長期的な検討事項等を整理した「工程表（案）」について協議した。工程表では、包括的な相談支援体制の構築、サービスを効果的に提供するための生産性の向上、新たなシステムを担う人材の育成・確保などの各分野について、取組事項と年度ごとの具体的な事業等の実施について整理されている。
- ▶ また、高齢者、障害者（児）、児童などの福祉サービスを総合的に提供する上での規制等について、現行制度での運用上の対応等を整理した「地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン（案）」（以下、ガイドライン案）について議論した。これらの内容については、今後通知が発出される予定である。
- ▶ ガイドライン案では、福祉サービスの総合的な提供の意義とともに、現行制度における規制等の総合的な福祉サービスの提供の阻害要因を解消するため、各制度の人員配置基準（人員の兼務が可能な事項）や設備基準（設備の共用が可能な事項）の適切な運用等の必要性和具体的な考え方を示している。
- ▶ 平成 28 年 4 月以降、総合的な福祉サービスの提供に向けて、各制度の人員配置基準、設備基準の緩和について、必要に応じて報酬改定も視野に入れながら、平成 30 年度までにかけて検討する予定である。なお、福祉施設の転用に係る補助金支給方法の見直しについては、早急に検討の上、関係省庁との調整が進められる。

* 一億総活躍国民会議

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/ichiokusoukatsuyaku/>

* 財政制度等審議会

https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/index.html

＊新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチーム

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syakai.html?tid=300056>

2. 経済・成長政策

《直近の動向》

➤ 2016.5.18 経済財政諮問会議(平成 28 年第 9 回):「骨太の方針」素案

- ▶ 5 月 31 日に閣議決定の予定である「経済財政運営と改革の基本方針 2016(仮称)」(素案)が示され、とりまとめに向けて議論した。
- ▶ 経済再生と財政健全化の双方を一体として実現することが重要であり、昨年閣議決定した「経済・財政再生計画」の初年度の予算となる 28 年度予算を着実に実施するほか、アクション・プログラムに沿ってワイズ・スペンディングを強化するなど、経済・財政一体改革を引き続き推進していく必要があるとの認識などのもとに具体的な施策を整理している。
- ▶ 「成長と分配の好循環の実現」における「結婚・出産・子育ての希望、働く希望、学ぶ希望の実現」として、子ども・子育て支援、子どもの貧困対策等、介護の環境整備等、障害者等の活躍支援、地域共生社会の実現等が盛り込まれている。
- ▶ また、社会保障分野については、「経済・財政再生計画」に掲げられた医療・介護提供体制の適正化、インセンティブ改革、公的サービスの産業化、負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化、薬価・調剤等の診療報酬及び医薬品等に係る改革、年金、生活保護等に係る 44 の改革項目について、改革工程表に沿って着実に改革を実行していくとし、各施策の「見える化」の深化等を踏まえた取組を推進するとしている。
- ▶ 有識者議員からは、「骨太方針に向けて～当面の経済財政運営と平成 29 年度予算編成に向けた考え方～」が示された。平成 29 年度予算編成の基本的考え方として、「平成 29 年度は集中改革期間の 2 年目であり、そこでの成果は改革の成否を左右する重要なものとなる。平成 29 年度予算編成においては、「経済・財政再生計画」及び「経済・財政再生アクション・プログラム」、「経済・財政再生計画改革工程表」に則って取り組み、経済・財政一体改革を面的に拡大するとともに、国と地方を通じたボトムアップの改革を加速すべき。」との考えを示した。
- ▶ また、「平成 29 年度予算編成の在り方」において、社会保障については、「「健康長寿」と「子供を産み・育てやすい環境」の構築を柱とする未来志向の社会保障を構築すべき。このため、歳出改革や経済再生により生まれた歳出抑制の効果を子育て世帯を中心に現役世代に還元する仕組みを早急に構築し、予算に反映すべき」こと、また、「改革工程表において 2016 年までに結論を得ることとされている事項をはじめ、改革工程表に沿って改革を着実に実行すべき。医療費適正化計画に係る取組を含め、医療・介護分野等における徹底的な「見える化」に取り組む。また、医療費等の増加要因について、データやデータ分析に基づいて、精査・検証に取り組むべき」としている。

《「経済財政運営と改革の基本方針 2016(仮称)」素案の概要》

第1章 現下の日本経済の課題と考え方

1. 日本経済の現状と課題
2. 「成長と分配の好循環」の目指すところ
3. 600 兆円経済に向けた道筋の基本的考え方
4. 東日本大震災からの復興・創生

第2章 成長と分配の好循環の実現

1. 結婚・出産・子育ての希望、働く希望、学ぶ希望の実現

- (1)結婚・出産の支援
- (2)子ども・子育て支援、子どもの貧困対策等
- (3)就業を希望する女性・高齢者の就業促進、非正規の待遇改善等
- (4)女性の活躍推進
- (5)介護の環境整備等
- (6)障害者等の活躍支援、地域共生社会の実現

2. 成長戦略の加速等

- (1)生産性革命に向けた取組の加速
- (6)規制改革の推進 等

3. 個人消費の喚起

4. 成長と分配をつなぐ経済財政システムの構築

- (3)歳出効率化の成果等を現役世代や地域に還元する仕組みの構築
- (4)資源配分の効率化 等

5. 安全・安心な暮らしと持続可能な経済社会の基盤確保

第3章 経済・財政一体改革の推進

- 1. 経済・財政一体改革の着実な推進
- 2. 先進・優良事例の展開促進、国と地方の連携強化、「見える化」の徹底・拡大
- 3. ワイズ・スペンディングの仕組みの強化
- 4. 実効的なPDCAの構築
- 5. 主要分野毎の改革の取組
 - (1)社会保障
 - (5)歳入改革、資産・債務の圧縮 等

第4章 当面の経済財政運営と平成 29 年度予算編成に向けた考え方

- 1. 経済の現状及び今後の動向と当面の経済財政運営の考え方
- 2. 平成 29 年度予算編成の基本的考え方

➤ 2016.4.28 経済・財政一体改革推進会議：第 2 次報告

- ▶ 経済・財政一体改革推進会議は、経済・財政再生計画の工程表に沿って諸改革を着実に実行に移すとともに、PDCAサイクルが好循環なものとして確実に回っていくようにするため第 2 次報告－スピーディーな改革の実行・浸透・拡大とPDCA サイクルの好循環構築を目指す－をとりまとめた。
- ▶ 報告書では、本年度から実行段階に移る「経済・財政再生計画」上の諸改革を迅速に実行(Do)に移すとともに、KPI、「見える化」の詳細を更に具体化し、本年後半の進捗管理、点検、評価(Check)とそれらを踏まえたアクション・プログラムの改定の要否の検討(Action)へと進んでいくPDCAサイクルの好循環構築を企図してとりまとめられた。
- ▶ 改革初年度当初からできることからスピーディに取り組む。健康増進、まちのコンパクト化、住民・行政サービスのIT化・業務改革や広域化などのボトムアップの改革を浸透させて大きな効果発現を目指すこと、また、先進・優良事例の強力な展開、ワイズ・スペンディングと実証的分析・エビデンスに基づくPDCAの徹底、29 年度予算への改革反映を特に強調している。
- ▶ 社会保障関連では、高齢者の自立支援、介護予防の推進に関しては、市町村による高齢者の自立支援・介護予防等を通じた給付の適正化に向けた取組へのインセンティブ付けなどに係る制度的枠

組み等について、本年末までに結論を出すとしている。

➤ 2016.4.19 産業競争力会議(第26回):成長戦略

- ▶ 名目 GDP600 兆円に向けた成長戦略について、次期「日本再興戦略」(案)などをもとに議論した。
- ▶ 次期「日本再興戦略」(案)では、これまでの取組により民間投資を生む環境は整いつつあるとし、新たな課題として、①600 兆円に向けた新たな有望成長市場の創出・拡大、②人口減少社会、人手不足を克服するための生産性の抜本的向上、③新たな産業構造への転換を支える人材強化を掲げている。
- ▶ 具体的な施策の柱としては、①600 兆円に向けた「官民戦略プロジェクト 10」・仮称(新たな有望成長市場の創出、ローカルアベノミクスの深化、国内消費マインドの喚起)、②生産性革命を実現する規制・制度改革、③イノベーション創出・チャレンジ精神に溢れる人材の創出、④海外の成長市場の取り込み、が示されている。

* 経済財政諮問会議

<http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2014/index.html#tab0120>

* 経済・財政一体改革推進委員会

<http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/special/reform/index.html>

* 産業競争力会議

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/skkkaigi/kaisai.html>

3. 規制改革・行財政・特区

《直近の動向》

➤ 2016.5.10 規制改革会議(第62回):答申案

- ▶ 「規制改革に関する第4次答申(案)」(後日公開)などについて議論した。
- ▶ 4月19日の会議(第61回)において、規制改革会議ホットライン対策チームは、各ワーキング・グループで更に精査・検討を必要とする事項を示した。健康・医療ワーキング・グループ関連では企業提案の「保育人材確保における民間保育資格保有者活用に向けた規制改革に係る事項」が含まれている。具体的には、英国国家職業資格認定チャイルドマインダー養成の修了者等の取扱いに関する事項であるが、厚生労働省は「対応不可」と回答している。
- ▶ なお、4月14日の健康・医療ワーキング・グループにおいては、規制改革実施計画(平成25年4月17日閣議決定)への措置状況等を議論した。
- ▶ 厚生労働省は、措置状況として、保育所への株式会社・NPO法人等の参入拡大、利用者のニーズに応えた保育拡充、第三者評価の受審促進などの保育の質の評価の拡充、保育士試験等の保育士数の増加等について報告した。

* 規制改革会議

<http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/>

4. 地方分権改革

《直近の動向》

➤ 2016.5.13 第6次地方分権一括法：参議院可決・成立

- ▶ 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第6次地方分権一括法）が参議院で可決・成立した。「提案募集方式」における地方公共団体からの提案等を踏まえた「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成27年12月22日閣議決定）にそって、地方公共団体への事務・権限の移譲等について、関係法律を整備するものである。
- ▶ 法律では、地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直しとして、地方社会福祉審議会において調査審議できる事項に精神障害者福祉に関する事項を追加することなどが盛り込まれている。

➤ 2016.4.13 国家戦略特別区諮問会議（第21回）：今後の進め方等

- ▶ 区域計画の認定と1次指定6区域の評価などについて協議した。
- ▶ 有識者議員は、国家戦略特区の今後の進め方について、この2年間の集中改革期間に対する評価とともに国家戦略特区の「新たな目標」を示した。具体的には、引き続き岩盤規制の完全打破に向けた取組を強化する重点課題として、「医療・福祉・教育分野での「官民事業主体のイコールフットリング」徹底」などが掲げられている。また、新たな目標を達成するため、今後2年間を例えば「改革強化・可視化期間」として位置付け、規制改革メニューの追加などを一層強化していく必要があることを示している。

* 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（第6次地方分権一括法案）

<http://www.cao.go.jp/bunken-suishin/kakugiketteitou/kakugiketteitou-index.html>

* 国家戦略特別区諮問会議

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kokusentoc/shimonkaigi.html>

5. 社会福祉法人等

《直近の動向》

2016.5.17 社会福祉法人の財務規律の向上に係る検討会(第2回):会計監査等

- ▶ 社会福祉法人の会計監査について、第1回(4月26日)の検討を踏まえ、①会計監査人候補者の選び方、②会計監査人の実施範囲(証明範囲の設定)について方向性(案)をもとに確認した。
- ▶ また、会計監査の実施内容(重点監査項目の設定)と会計監査人非設置法人に対する専門家の活用方法について議論した。
- ▶ 会計監査の実施内容(重点監査項目の設定)について、会計監査における法人の内部統制の確認事項を検討した。法人の内部統制については、①事業(社会福祉、公益、収益事業)にかかる内部統制、②法人全般にかかる内部統制の2つの観点が示されている。①については、社会福祉法人における公益性・非営利性の高い事業の特性等を踏まえ、会計監査人が特に注力する分野として、「購買」、「資金管理」、「固定資産管理」、「人件費」の各プロセスが示されている。
- ▶ 会計監査人非設置法人に対する専門家の活用方法について、瀬上構成員(日本税理士会連合会専務理事、第2回より参画)からの説明等をもとに、財務会計に関する事務処理体制や内部統制の向上に必要な支援等について議論した。
- ▶ なお、次回検討会は非公開で除対象財産の算定ルール及び算定等について検討予定である。

《第1回検討会の議論を踏まえた方向性(案):抜粋》

1. 会計監査人候補者の選び方

- 社会福祉法人の契約行為における透明性を踏まえると、選定委員会などによる選定が望ましいものの、施行までの準備期間を考慮し、理事会決議などの弾力的な運用も可能とする。
- その際、複数の会計監査人候補者から提案書・見積書等を入手し、法人において選定基準を作成し、比較検討のうえ、選定することとする。
- なお、選定基準の例や選定方法については、法人に対して丁寧に周知していく。

2. 会計監査の実施範囲(証明範囲の設定)

- 今般の会計監査人制度の導入は、法人全体の経営組織のガバナンスの強化、財務規律の強化を図ることが目的であり、法人単位の計算書類等について会計監査人監査により適正性が担保されれば、その目的の達成は可能である。したがって、会計監査人による監査証明の対象となる計算書類及び附属明細書の範囲については、法人単位の計算書類及びそれに対応する附属明細書の各項目とすることが適当である。
- この際、法人単位の計算書類とその附属明細書は拠点区分の積み上げであることから、必要に応じて、拠点区分別の計算書類及びそれらの附属明細書についても確認の対象となる。

➤ 2016.5.11 自民党 厚生労働部会 社会福祉法人改革プロジェクトチーム

- ▶ 自由民主党 厚生労働部会 社会福祉法人改革プロジェクトチーム(橋本 岳座長)が開催され、改正社会福祉法の施行に向けた検討課題についての関係団体ヒアリング等をもとに議論した。
- ▶ 改正社会福祉法に係る検討課題である評議員会の員数に係る経過措置、会計監査人設置法人の基準等について関係団体から意見が述べられた。
- ▶ 評議員会の員数に関する経過措置については、小規模法人への配慮や評議員会未設置法人が円滑に評議員を選任できるよう評議員となることのできる者の検討が必要であることなどの意見があっ

た。

- ▶ 会計監査人設置法人の基準等については、社会福祉法人の公益性や非営利性に着目した必要かつ適切なものとするべきこと、設置の事業規模については公益法人制度と違う条件設定であり負担（費用、事務量）のあり方を含め検討すべきこと、また段階的に事業規模に係る基準を引き上げるべき等との意見があった。
- ▶ 社会福祉充実残額の算定については、法人の自主性の尊重や事業経営の実態を適切に反映すべきこと、また、措置施設や災害時の対応への配慮が必要であることなどの意見が述べられた。

➤ 2016.4.19 社会保障審議会福祉部会(第16回):社会福祉法人改革

- ▶ 社会福祉法等の一部改正にともなう社会福祉法人改革について、平成29年4月の施行事項などに関する今後の主な検討課題について議論するため福祉部会での審議が再開された。社会福祉法等の一部改正の概要と審議経過及び、平成28年4月施行分の改正事項についての報告の後、今後の主な検討課題について議論した。
- ▶ 今後の主な検討課題としては、①評議員の員数に係る経過措置、②会計監査人の設置法人、③控除対象財産の算定方法、④地域協議会が掲げられている。
- ▶ 専門的・技術的な検討を要すると考えられる会計監査関係や控除対象財産関係の検討項目については、福祉部会での議論とともに、部会のもとに設置する「社会福祉法人の財務規律の向上に係る検討会」において議論が進められる。
- ▶ 福祉部会には、全国社会福祉法人経営者協議会 武居 敏 副会長、全国児童養護施設協議会 藤野 興一 会長が委員として参画している。
- ▶ 次回福祉部会は、5月20日に開催される予定である。

《概要》

(1) 評議員の員数に係る経過措置について

○ 評議員の設置に係る経過措置の対象となる法人の事業規模が論点とされている。社会福祉事業種別や福祉サービス活動収益ごとに規模や実態は様々であることなどから、各福祉分野の福祉サービス活動収益階層ごとの法人数などの資料が示され、それをもとに議論が進められた。

(2) 会計監査人の設置法人について

○ 会計監査人の設置を義務づける法人の事業規模が論点とされている。福祉部会報告書では「収益10億以上、負債20億以上」の法人が目安とされているなか、収益規模別の法人数に関するデータをもとに議論が行われた。

(3) 控除対象財産の算定方法について

○ 社会福祉充実計画に係る控除対象財産の算定方法が論点とされている。「社会福祉法人の余剰財産の明確化」(社会保障審議会福祉部会 第6回資料)における基本的な考え方もとにした控除対象とする財産(費目)のイメージが示され、これらをもとに議論が行われた。

(4) 地域協議会について

○ 社会福祉充実計画の作成にあたって意見を求めることになる「地域協議会」が論点とされている。地域協議会については、所轄庁が地域の実情に応じて判断し設置する前提のもと、地域福祉活動計画策定委員会等や生活支援体制整備事業における協議体(介護保険制度)等の既存の協議体の活用

が例示されており、これらをもとに議論が進められた。

社会福祉法等の一部を改正する法律の主な改正事項（平成28年4月1日施行分）

一 社会福祉法人改革

①事業運営の透明性の向上

□ 財務諸表の公表等について法律上明記

- 閲覧対象書類の拡大と閲覧請求者の国民一般への拡大
- 財務諸表、現況報告書（※）、定款の公表に係る規定の整備

	改正前	改正後
備置き・閲覧	①事業報告書、②財産目録、 ③貸借対照表、④収支計算書、 ⑤監事意見書	①事業報告書、②財産目録、 ③貸借対照表、④収支計算書、 ⑤監事意見書、⑥現況報告書、⑦定款
公表	法律に規定なし * 通知で以下を義務付け ①貸借対照表、②収支計算書、 ③現況報告書	①貸借対照表、②収支計算書、 ③現況報告書、④定款

※ 役員報酬総額、役員等関係者との取引内容を除く。

②財務規律の強化
(適正かつ公正な支出管理の確保)

- 役員等関係者への特別の利益供与を禁止
- 会計基準の省令への位置付け

③地域における公益的な取組を実施する責務

- 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上支援を要する者に対する無料又は低額の料金で福祉サービスを提供することを責務として規定

※利用者負担の軽減、無料又は低額による高齢者の生活支援等

④行政の関与の在り方

□ 所轄庁による指導監督の機能強化
□ 国・都道府県・市の連携を推進

- 二以上の都道府県の区域で事業を行う法人に関する認可等の権限を地方厚生局から都道府県に、一の都道府県の区域で事業を行う法人であって、主たる事務所が指定都市に所在する法人に関する認可等の権限を都道府県から指定都市に移譲
- 都道府県の役割として、市による指導監督の支援を位置づけ
- 経営改善や法令遵守について、柔軟に指導監督する仕組み(勧告等)に関する規定を整備 等

二 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直し

- 退職手当金の支給乗率を長期加入者に配慮したものに見直し
- 被共済職員が退職し、再び被共済職員となった場合に共済加入期間の合算が認められる期間を2年以内から3年以内に延長
- 障害者支援施設等に係る公費助成を介護保険施設等と同様の取扱いに見直し

1

➤ 2016.4.8 成年後見制度の利用促進法：衆議院可決・成立

- ▶ 成年後見制度の利用の促進に関する法律が、衆議院で可決・成立した。
- ▶ 本法は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み制定されたものである。
- ▶ 成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進委員会を設置すること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としている。
- ▶ 4月6日には成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律が参議院で可決・成立した。本法により、成年後見人による郵便物等の管理や死亡後の成年後見人の権限が拡大される。

➤ 2016.3.31 社会福祉法等の改正：衆議院可決・成立

- ▶ 「社会福祉法等の一部を改正する法律案」（平成27年4月3日・閣議決定）については、昨年の第189回通常国会の閉会にともない、審議未了で継続審査とされていたが、開会中の第190回通常国会において審議され可決・成立した。衆議院での可決に先立つ参議院での可決（平成28年3月23日）にあたり、参議院厚生労働委員会で附帯決議（3月17日）がなされている。
- ▶ 本法は、社会保障審議会福祉部会報告書（平成27年2月12日）等を踏まえたものであり、福祉サービスの供給体制の整備及び充実を図るため、①社会福祉法人制度について経営組織のガバ

ナンスの強化、事業運営の透明性の向上等の改革を進めるとともに、②介護人材の確保を推進するための措置、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直しの措置を講ずるものである。

- ▶ 改正法は3月31日に公布され、一部が4月1日から施行される。今後、法律にもとづく政省令等の関係法令の整備とともに、社会保障審議会福祉部会において制度の詳細に関する検討が行われる予定である。
- ▶ 3月31日付で「社会福祉法等の一部を改正する法律の公布について」(社援発 0331 第 40 号、厚生労働省 社会・援護局長通知)及び、「社会福祉法等の一部を改正する法律の施行について」(社援発 0331 第 41 号、厚生労働省 社会・援護局長通知)が発出されている。

《概要》

1. 社会福祉法人制度の改革

(1) 経営組織のガバナンスの強化

- 議決機関としての評議員会を必置(小規模法人について評議員定数の経過措置)、一定規模以上の法人への会計監査人の導入等

(2) 事業運営の透明性の向上

- 財務諸表・現況報告書・役員報酬基準等の公表に係る規定の整備等

(3) 財務規律の強化(適正かつ公正な支出管理・いわゆる内部留保の明確化・社会福祉事業等への計画的な再投資)

- 役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与の禁止等
- 「社会福祉充実残額(再投下財産額)」(純資産の額から事業の継続に必要な財産額(※)を控除等した額)の明確化

※①事業に活用する土地、建物等②建物の建替、修繕に要する資金③必要な運転資金④基本金及び国庫補助等特別積立金

- 「社会福祉充実残額」を保有する法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務付け等

(4) 地域における公益的な取組を実施する責務

- 社会福祉事業及び公益事業を行うに当たって、無料又は低額な料金で福祉サービスを提供することを責務として規定

(5) 行政の関与の在り方

- 所轄庁による指導監督の機能強化、国・都道府県・市の連携等

2. 福祉人材の確保の促進

(1) 介護人材確保に向けた取組の拡大

- 福祉人材の確保等に関する基本的な指針の対象者の範囲を拡大(社会福祉事業と密接に関連する介護サービス従事者を追加)

(2) 福祉人材センターの機能強化

- 離職した介護福祉士の届出制度の創設、就業の促進、ハローワークとの連携強化等

(3) 介護福祉士の国家資格取得方法の見直しによる資質の向上等

- 平成 34 年度から養成施設卒業者に対し、国家試験を義務づけ(平成 29 年度から受験資格を付与し、5 年間をかけて漸進的に導入)等

(4) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直し

- 退職手当金の支給乗率を長期加入者に配慮したものに見直し

- 被共済職員が退職し、再び被共済職員となった場合に共済加入期間の合算が認められる期間を2年以内から3年以内に延長
- 障害者支援施設等に係る公費助成を介護保険施設等と同様の取扱いに見直し

【施行期日】 平成 29 年 4 月1日

(1の(2)と(3)の一部、(4)、(5)の一部、2の(1)、(4)は平成28年4月1日、2の(3)は公布の日)

《参議院厚生労働委員会・附帯決議 平成 28 年 3 月 17 日》

1. 社会福祉法人の経営組織のガバナンスを強化するには、評議員、理事等の人材の確保や会計監査人の導入等、社会福祉法人にとって新たに様々な負担も懸念される。このため、特に小規模の法人については、今後も安定した活動ができるよう、必要な支援に万事遺漏なきを期すこと。また、人材の確保が困難な地域にある法人についても必要な配慮を行うこと。さらに、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する人材を育成するため、自治体等が行う研修等の取組に対して必要な支援を行うこと。
2. 事業運営の透明性の向上を図るため、都道府県による財務諸表等の収集、分析及び活用並びに国による全国的なデータベースの整備に当たっては、一般国民、特に利用者が社会福祉法人の経営状況を了知でき、かつ、外部評価に耐えられる内容となるよう、分かりやすい評価尺度を作成し、公表すること。
3. いわゆる内部留保の一部とされる社会福祉法人が保有する純資産の額から事業の継続に必要な財産額を控除等した「社会福祉充実残額」の算出に当たっては、社会福祉法人の経営に支障を来すものとならないよう、事業の継続に必要な財産額が適切に算定されるようにすること。また、政府統計等により把握される他産業の民間企業の従業員の賃金等の水準を所轄庁から所管法人に示すよう要請することにより、「社会福祉充実残額」を保有する社会福祉法人が社会福祉充実計画を作成するに当たって、当該賃金等の水準を斟酌した上で、社会福祉事業を担う人材の適切な処遇が確保されていることを確認することの重要性の周知を徹底すること。
4. 事業の継続に必要な財産額が確保できない、財産の積立不足が明らかな法人に対しては、必要な支援について検討すること。
5. 地域公益活動の責務化については、待機児童、待機老人への対応等、本来の社会福祉事業を優先すべきであり、社会福祉法人の役割と福祉の公的責任の後退を招くことのないようにするとともに、社会福祉法人設立の主旨である自主性と社会福祉事業の適切な実施に支障を及ぼすような過度の負担を求めるものではないことを周知徹底すること。
6. 社会福祉法人の所轄庁については、指導監督等の権限が都道府県から小規模な一般市にも委譲されていること、社会福祉充実計画の承認等の新たな事務が増えることから、所轄庁に対し適切な支援を行うとともに、一部の地域において独自の取扱いが散見されるとの指摘があることに鑑み、また、指導監督が法定受託事務であることを踏まえ、指導監督に係る国の基準を一層明確化することで、その標準化を図ること。
7. 社会福祉法人の提供するサービスの質の確保に当たっては、高い能力を発揮する人材の雇用及び職員全体で職務を補い合う業務体制の確立が求められることから、社会福祉法人において労働基準法、労働安全衛生法等の労働関係法令の確実な遵守並びに業務に関する規程の整備及び運用がなされるよう、所要の措置を講ずること。
8. 現下の社会福祉事業における人材確保が困難な状況に鑑み、介護人材を始めとする社会福祉事業等従事者の離職防止に資する措置を講ずるとともに、介護報酬、障害福祉報酬の改定による影響を注視しながら、職員の処遇の実態を適切に把握した上で、人材確保のための必要な措置について検討すること。また、介護人材の現状を正しく把握し、必要な人材を養成・確保するに当たっては、その量のみならず質についても適切に評価できる手法を検討すること。
9. 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成廃止に当たっては、職員確保の状況及び本共済制度の財務状況の変化を勘案しつつ、法人経営に支障が生じないよう、障害者支援施設等の経営実態等を適切に把握した上

で報酬改定を行うなど必要な措置を講ずるよう検討すること。また、公費助成の廃止の対象となった法人のうち、本共済制度から脱退した法人及び新規採用者を本共済制度の対象としない法人に対し、社会福祉事業を担う人材の確保に当たって退職金が果たす役割の重要性の周知を徹底すること。

10. 准介護福祉士の国家資格については、フィリピンとの間の経済連携協定との整合を確保する観点にも配慮して暫定的に置かれたものであることから、早急にフィリピン側と協議を行う等との対応を行うとともに、当該協議の状況も勘案し、准介護福祉士の名称、位置付けを含む制度の在り方について介護福祉士への統一化も含めた検討を速やかに行い、所要の措置を講ずること。
11. 介護職員の社会的地位の向上のため、介護福祉士の養成施設ルートの国家試験義務付けを確実に進めるとともに、福祉サービスが多様化、高度化、複雑化していることから、介護福祉士が中核的な役割及び機能を果たしていけるよう、引き続き対策を講ずること。
12. 将来的に福祉職、介護職に就く人材を増やすべく、現在中学・高校教育における福祉及び介護に関わるインターンシップの体験率が必ずしも高くない状況も勘案し、関係府省と連携して、福祉及び介護に関わる基礎的理解と経験が得られるよう努めること。
13. 介護職員の処遇については、介護・障害福祉従事者の人材確保のための介護・障害福祉従事者の処遇改善に関する法律（平成二十六年法律第九十七号）等により処遇改善に関する措置が行われてきたことを踏まえ、人材確保に支障を来さぬよう処遇改善に資する措置など必要な措置を講ずるとともに、正規・非正規、フルタイム・パートタイム等にかかわらず、均等・均衡待遇を確保するよう努めること。
14. 介護職員が抱える心的・精神的負担に対する支援については、介護労働がいわゆる燃え尽き症候群を引き起こす例が見られることから、今後も必要な調査を行うことにより介護現場の実態を適切に把握した上で、産業保健等によるメンタル面からのサポートについて幅広い観点から検討を行い、施設の労働環境を評価できる仕組みの構築を含めた所要の措置を講ずること。
15. 本法律による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律附則第六条の四の規定に基づき、育児休業、介護休業に準ずる休業を厚生労働省令で定めるに当たっては、雇用は継続しているものの、やむを得ず介護の実務に就くことができない場合、倒産や事業の縮小・廃止等の本人の責めによらない離職の場合、疾病等により雇用されること自体が困難な場合など実務に従事できないことにやむを得ない理由があると認められる場合について、適切に配慮すること。

《衆議院厚生労働委員会・附帯決議 平成 27 年 7 月 29 日》

1. 社会福祉法人の経営組織のガバナンスを強化するには、評議員、理事等の人材の確保や会計監査人の導入等、新たな負担も懸念される。このため、特に小規模の法人については、今後も安定した活動ができるよう、必要な支援に遺憾なきを期すこと。
2. いわゆる内部留保の一部とされる「社会福祉充実残額」を保有する社会福祉法人が、社会福祉充実計画を作成するに当たっては、他産業の民間企業の従業員の賃金等の水準を踏まえ、社会福祉事業を担う人材の適切な処遇の確保に配慮することの重要性の周知を徹底すること。
3. 事業の継続に必要な財産が確保できない、財産の積み立て不足が明らかな法人に対しては、必要な支援について検討すること。
4. 地域公益活動の責務化については、待機児童、待機老人への対応など本体事業を優先すべきであり、社会福祉法人の役割と福祉の公的責任の後退を招くことのないようにすること。社会福祉法人設立の主旨である自主性と社会福祉事業の適切な実施に支障を及ぼすような過度の負担を求めるものではないことを周知徹底すること。
5. 所轄庁による社会福祉法人に対する指導監督については、一部の地域において独自の取扱いが散見されるとの指摘もあることから、国の基準を一層明確化することで標準化を図ること。
6. 現下の社会福祉施設における人材確保が困難な状況に鑑み、介護報酬、障害福祉報酬の改定による影響を注視

しながら、職員の処遇の実態を適切に把握した上で、人材確保のための必要な措置について検討を行うこと。

7. 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成廃止に当たっては、職員確保の状況及び本共済制度の財務状況の変化を勘案しつつ、法人経営に支障が生じないよう、障害者支援施設等の経営実態等を適切に把握した上で報酬改定を行うなど必要な措置を講ずるよう検討すること。
8. 准介護福祉士の国家資格については、フィリピンとの間の経済連携協定との整合を確保する観点にも配慮して暫定的に置かれたものであることから、フィリピン政府と協議を進め、当該協議の状況を勘案し、准介護福祉士の名称、位置付けを含む制度の在り方について検討を行い、所要の措置を講ずること。
9. 介護職員の社会的地位の向上のため、介護福祉士の養成施設ルート为国家試験義務付けを確実に進めるとともに、福祉サービスが多様化、高度化、複雑化していることから、介護福祉士が中核的な役割及び機能を果たしていけるよう、引き続き対策を講じること。
10. 介護職員の処遇については、正規・非正規、フルタイム・パートタイム等にかかわらず、均等・均衡待遇を確保するよう努めること。

《参考：社会・援護局関係主管課長会議（平成 28 年 3 月 3 日）福祉基盤課資料・抜粋》

社会福祉法等の一部を改正する法律案における施行日等

○H28.4.1施行予定：地域公益活動の実施、財務諸表の公表、指導監督の見直し・権限移譲、退職手当制度の見直し

○H29.4.1施行予定：経営組織のガバナンス強化（評議員会等）、財務規律の強化（社会福祉充実計画等）

年度	月	法人	所轄庁
H28	4	○旧評議員会・旧理事会 - 決算、定款変更（所轄庁変更に関する事項）	○定款変更の認可（所轄庁変更に関する事項）※都道府県・指定都市
	6	○現況報告書等の届出（～H28.6.30）	
	5	○旧評議員会・旧理事会 - 定款変更（H29.4.1施行に関する事項：新評議員の選任方法等） →H29.3.31までにあらかじめ新評議員を選任（任期はH29.4.1～）	○定款変更の認可（H29.4.1施行に関する事項）
	3	・現評議員の任期満了（H29.3.31）	
H29		・新評議員の任期開始（H29.4.1～）	
	4	○新理事会（旧役員） - 決算、社会福祉充実計画、役員等報酬基準 - 新役員案（・会計監査人案）	
	5	○新評議員会 - 決算、社会福祉充実計画、役員等報酬基準 - 新役員（・会計監査人）の選任→任期開始（現役員の任期満了）	
	6	○社会福祉充実計画の申請（～H29.6.30） ○現況報告書、役員等名簿・役員等報酬基準等の届出（～H29.6.30）	○社会福祉充実計画の承認（申請後一定期間内に承認）
	5		

※新評議員会：改正法案に基づく、必置の議決機関としての評議員会
旧評議員会：現行法に基づく、任意の諮問機関としての評議員会

新理事会：改正法案に基づく理事会
旧理事会：現行法に基づく理事会

* 社会福祉法人の財務規律の向上に係る検討会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syakai.html?tid=350348>

* 社会保障審議会福祉部会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho.html?tid=126700>

* 成年後見制度の利用の促進に関する法律

http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/g19001020.htm

* 成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律

http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/g19001021.htm

* 社会福祉法等改正法案（厚生労働省HP）

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/189.html>

＊経営情報の公開、「社会福祉法人の認可について」の一部改正について（平成 26 年 5 月 29 日・厚生労働省通知）への対応

全国社会福祉法人経営者協議会HP

<http://www.keieikyo.gr.jp/>

・「社会福祉法人の認可について」の一部改正への対応

<http://www.keieikyo.gr.jp/kaisei.html>

6. 高齢者

《直近の動向》

➤ 2016.4.22 社会保障審議会介護保険部会(第57回):保険者機能の強化等

- ▶ 保険者機能の強化など地域の実情に応じたサービスの推進について、①保険者等による地域分析と対応、②サービス供給への関与のあり方、③ケアマネジメントのあり方、の論点などを議論した。

《論点》

1. 保険者等による地域分析と対応

- 今後、給付の増加や保険料の上昇が見込まれるとともに、各地域によって高齢化のスピードや高齢者人口の推移に差が生じてくる中で、介護保険事業(支援)計画のPDCAサイクルや、保険者機能、都道府県による保険者支援機能をどのように強化していくか。
- 高齢者の自立支援や介護予防等に関する先進的な自治体の取組について、保険者のリーダーシップ、地域の状況の実態把握・分析・課題抽出、ノウハウの共有・人材育成、専門職団体等との連携、介護予防等に関する住民の意識向上といったポイントを踏まえて、全国展開を図るためには、どのような制度的対応が必要か。
- 保険者において、要介護認定率や一人当たり給付費等の地域差をはじめとした給付実態等の効果的な分析、課題抽出、活用の促進に向けて、地域包括ケア「見える化」システムを効果的に活用するためにはどのような改善や仕組みが必要か。
- 保険者の取組状況等について、どのような指標によりその進捗を測ることができるか。取組の進捗状況を測るアウトプットや、取組の成果を測るアウトカムに関する指標(例えば要介護認定率を用いたもの等)としてどのようなものが考えられるか。
- ノウハウの不足や人員等の環境により、上記のような現状分析や取組等を行うことが厳しい状況にある市町村について、より保険者機能の発揮を促進するため、国としてどのような支援を行うべきか。また、都道府県の助言や援助の機能をどのように強化、具体化していくべきか。保険者相互の連携としてどのような取組が考えられるか。
- 保険者等が、介護保険事業計画におけるPDCAサイクルを通じた進捗管理、保険者による高齢者の自立支援や介護予防の取組、効率的な給付の推進等を図るためのインセンティブとしてどのような仕組みが考えられるか。

2. サービス供給への関与のあり方

- 保険者機能の強化等の観点から、計画が想定しているサービス量と比べて、実際のサービス量が下回る場合、または、実際のサービス量が上回る場合に、保険者等によりサービス供給量を調整する仕組みのあり方について、どのように考えるか。

3. ケアマネジメントのあり方

- 自立支援、公正中立、総合的かつ効率的なサービス提供の視点に基づく適切なケアマネジメントを確保するためには、どのような方策が考えられるか。
- さらに、市町村は保険者として、地域の中で適切なケアマネジメントの確保を一層進めるため、どのような方策を行うことが考えられるか。
- 医療介護等の連携のために、ケアマネジメントにおいて、専門職種や専門機関を有機的に結びつけるためにはどのような方策が考えられるか。
- 給付管理や書類作成等の業務負担も踏まえてケアマネジャーの業務のあり方をどのように考えるか。

➤ 2016.4.21 社会保障審議会介護給付費分科会介護事業経営調査委員会(第18回):消費税負担

- ▶ 平成29年4月に予定されている消費税率引上げにともない、介護保険サービスに関する消費税の取扱い等について検討を行うため、消費税8%へ引上げ時の対応の評価及び10%へ引上げへの対応に関する意見について、第17回(4月15日)から引き続き関係団体のヒアリングを実施した。
- ▶ ヒアリングについては、介護保険事業に係る控除対象外消費税の現状等について実施するものであり、介護事業経営や介護報酬全般についてのヒアリングを実施するものではない。

《ヒアリング団体》

○第17回(4月15日)

全国社会福祉法人経営者協議会、民間介護事業推進委員会、全国特定施設事業者協議会、日本医師会、認知症の人と家族の会

○第18回(4月21日)

全国老人福祉施設協議会、全国老人保健施設協会、日本慢性期医療協会、日本認知症グループホーム協会

➤ 2016.3.30 社会保障審議会介護給付費分科会(第128回):平成27年度調査結果等

- ▶ 平成27年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査(平成27年度調査)の結果の報告及び、「平成27年度介護従事者処遇状況等調査の結果」をもとに議論した。平成27年度調査は、社会保障審議会介護給付費分科会介護報酬改定検証・研究委員会で調査・検討を進め、介護給付費分科会へ報告したものである。
- ▶ 平成27年度介護従事者処遇状況等調査の結果では、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)を取得した施設・事業所における介護職員(月給・常勤の者)の平均給与額について、平成26年と平成27年を比較すると、13,170円の増となっていることなどが示されている。
- ▶ なお、同日には社会保障審議会介護給付費分科会介護事業経営調査委員会(第17回)が開催され、介護報酬改定のための基礎資料等に関する検討について協議した。

《平成27年度介護従事者処遇状況等調査の結果・概要》

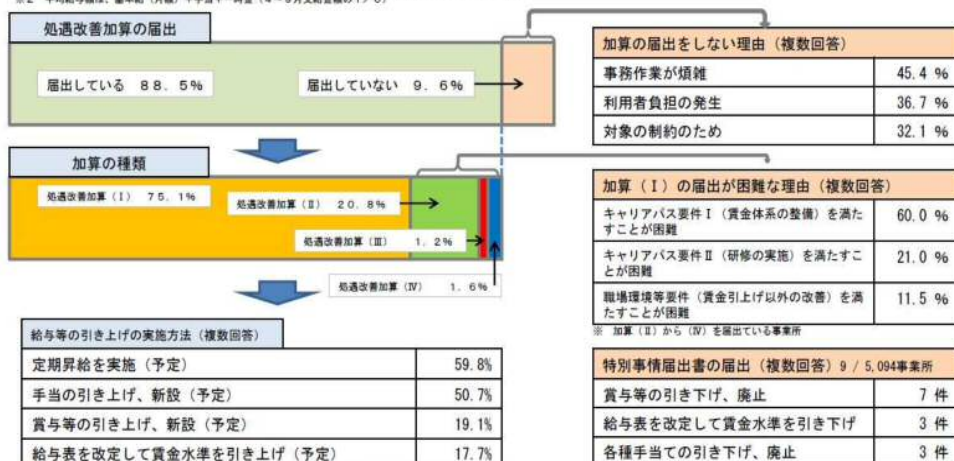
平成27年度介護従事者処遇状況等調査結果のポイント(案)

- 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)を取得した施設・事業所における介護職員(月給・常勤の者)の平均給与額について、平成26年と平成27年を比較すると、13,170円の増となっている。

介護職員の平均給与額(月給・常勤の者)	平成27年9月	平成26年9月	差 額
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)の届出をした施設・事業所	287,420円	274,250円	13,170円
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅳ)の届出をした施設・事業所	284,410円	272,100円	12,310円

※1 調査対象となった施設・事業所に平成26年と平成27年ともに在籍している者の平均給与額を比較している。

※2 平均給与額は、基本給(月給)＋手当十一時金(4～9月支給金額の1/6)



※ 給与等の引き上げの実施方法は、調査対象となった施設・事業所に在籍している介護従事者(介護職員に限定していない)全体の状況

《平成27年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査・テーマ》

- ◎看護小規模多機能型居宅介護のサービス提供の在り方に関する調査研究事業
- ◎中山間地域等におけるサービス提供の在り方に関する調査研究事業
- ◎リハビリテーションと機能訓練の機能分化とその在り方に関する調査研究事業
- ◎介護保険施設等における利用者等の医療ニーズへの対応の在り方に関する調査研究事業
- ◎居宅介護支援事業所及び介護支援専門員の業務等の実態に関する調査研究事業
- ◎介護保険サービスにおける認知症高齢者へのサービス提供に関する実態調査研究事業
- ◎介護保険サービスにおける質の評価に関する調査研究事業

* 社会保障審議会介護給付費分科会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho.html?tid=126698>

* 社会保障審議会介護保険部会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho.html?tid=126734>

7. 障害者

《直近の動向》

➤ 2016.5.11 障害者総合支援法等の改正法案：衆議院厚生労働委員会で可決

- ▶ 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案」(3月1日、閣議決定)は、衆議院厚生労働委員会において附帯決議を付して可決され、今後、参議院で審議される。
- ▶ 本法案は、障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うものである。

《概要》

1. 障害者の望む地域生活の支援

- (1) 施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスを新設する(自立生活援助)
- (2) 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスを新設する(就労定着支援)
- (3) 重度訪問介護について、医療機関への入院時も一定の支援を可能とする
- (4) 65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障害者が引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障害者の所得の状況や障害の程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により軽減(償還)できる仕組みを設ける

2. 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

- (1) 重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを新設する
- (2) 保育所等の障害児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障害児に対象を拡大する
- (3) 医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする
- (4) 障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定するものとする

3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

- (1) 補装具費について、成長に伴い短期間で取り替える必要のある障害児の場合等に貸与の活用も可能とする
- (2) 都道府県がサービス事業所の事業内容等の情報を公表する制度を設けるとともに、自治体の事務の効率化を図るため、所要の規定を整備する

【施行期日】

平成30年4月1日(2.(3)については公布の日)

《衆議院厚生労働委員会 附帯決議》

- 1 障害者の介護保険サービス利用に伴う利用者負担の軽減措置については、その施行状況を踏まえつつ、その在り方について必要な見直しを検討すること。また、軽減措置の実施に当たっては、一時払いへの対応が困難な低所得者への配慮措置を検討すること。
- 2 障害福祉制度と介護保険制度の趣旨を尊重し、障害者が高齢になってもニーズに即した必要なサービスを円滑に受けられることが重要との観点から、介護保険優先原則の在り方については、障害者の介護保険サービス利用の実態を踏まえつつ、引き続き検討を行うこと。
- 3 入院中における医療機関での重度訪問介護については、制度の施行状況を踏まえ、個々の障害者の支援のニーズにも配慮しつつ、その利用の在り方について検討すること。また、障害者が入院中に安心して適切な医療を受けることができるよう、看護補助者の配置の充実等、病院におけるケアの充実に向けた方策を検討すること。
- 4 自立生活援助については、親元等からの一人暮らしを含む、一人暮らしを希望する障害者が個別の必要性に応じて利用できるようにするとともに、関係機関との緊密な連携の下、他の支援策とのつながりなど個々の障害者の特性に応じた適時適切な支援が行われるような仕組みとすること。
- 5 障害者が自立した生活を実現することができるよう、就労移行支援や就労継続支援について、一般就労への移行促進や工賃・賃金の引上げに向けた取組をより一層促進すること。また、就労定着支援の実施に当たっては、労働施策との連携を十分に図るとともに、事業所や家族との連絡調整等を緊密に行いつつ、個々の障害者の実態に即した適切な支援が実施されるよう指導を徹底すること。
- 6 通勤・通学を含む移動支援については、障害者等の社会参加の促進や地域での自立した生活を支える上で重要であるとの認識の下、教育施策や労働施策との連携を進めるとともに、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行状況等を勘案しつつ、モデル事業を実施するなど利用者のニーズに応じたきめ細かな支援の充実策を検討し、必要な措置を講ずること。
- 7 障害支援区分の認定を含めた支給決定については、支援を必要とする障害者本人の意向を尊重することが重要との観点から、利用者の意向や状況等をより適切に反映するための支給決定の在り方について、引き続き検討を行い、必要な措置を講ずること。あわせて、障害支援区分の課題を把握した上で必要な改善策を早急に講ずること。
- 8 障害者の意思決定の選択に必要な情報へのアクセスや選択内容の伝達が適切になされるよう、意思決定に必要な支援の在り方について、引き続き検討を行い、必要な措置を講ずること。また、「親亡き後」への備えを含め、成年後見制度の適切な利用を促進するための取組を推進すること。
- 9 精神障害者の地域移行や地域定着の推進に向けて、医療保護入院の在り方、地域移行を促進するための措置の在り方、退院等に関する精神障害者の意思決定、意思表明支援の在り方等について早急に検討を行い、必要な措置を講ずること。また、相談支援、アウトリーチ支援、ピアサポートの活用等の取組をより一層推進すること。
- 10 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の対象疾病については、指定難病に関する検討状況を踏まえつつ、障害福祉サービスを真に必要な者が十分なサービスを受けることができるよう、引き続き、必要な見直しを検討すること。

➤ 2016.4.28 これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会

- ▶ 厚生労働省は、改正精神保健福祉法の附則における施行後 3 年(平成 29 年 4 月)の検討・措置規定とともに、「長期入院精神障害者の地域移行に向けた具体的方策の今後の方向性」(平成 26 年 7 月、以下「方向性」)を踏まえた精神科医療の在り方の更なる検討を行うため検討会を設置・開催した。

- ▶ 検討事項としては、改正精神保健福祉法の附則に盛り込まれている、医療保護入院における移送及び入院の手の続の在り方、医療保護入院者の退院による地域における生活への移行を促進するための措置のあり方と精神科病院に係る入院中の処遇等とともに、「方向性」を踏まえた精神科医療のあり方を含め、精神保健医療福祉のあり方が掲げられている。
- ▶ 今後、検討会のもとに、①医療保護入院等のあり方分科会、②新たな地域精神保健医療体制のあり方分科会を設置して議論を進め、分科会における議論の整理を経て、平成 28 年夏頃を目処に意見のとりまとめを行う予定である。
- ▶ 3 月 11 日に医療保護入院等のあり方分科会(第 1 回)、3 月 29 日に新たな地域精神保健医療体制のあり方分科会(第 1 回)が開催され、各分科会の検討事項及び検討課題の現状等を確認した。
- ▶ 4 月 22 日、新たな地域精神保健医療体制のあり方分科会(第 2 回)では、有識者からのヒアリングが実施された。
- ▶ 4 月 28 日、医療保護入院等のあり方分科会(第 2 回)では、入院中の処遇・退院等に関する精神障害者の意思決定及び意思の表明の支援等について議論した。

* 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/190.html>

* これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syougai.html?tid=321418>

8. 子ども・家庭福祉

《直近の動向》

➤ 2016.5.18 児童福祉法等の改正法案：衆議院厚生労働委員会で可決

- ▶ 「児童福祉法等の一部を改正する法律案」が衆議院厚生労働委員会にて全会一致で可決された。
- ▶ 本法案は、全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずるものである。

《概要》

1. 児童福祉法の理念の明確化等

- (1) 児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等を明確化する。
- (2) 国・地方公共団体は、保護者を支援するとともに、家庭と同様の環境における児童の養育を推進するものとする。
- (3) 国・都道府県・市町村それぞれの役割・責務を明確化する。
- (4) 親権者は、児童のしつけに際して、監護・教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならない旨を明記。

2. 児童虐待の発生予防

- (1) 市町村は、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行う母子健康包括支援センターの設置に努めるものとする。
- (2) 支援を要する妊婦等を把握した医療機関や学校等は、その旨を市町村に情報提供するように努めるものとする。
- (3) 国・地方公共団体は、母子保健施策が児童虐待の発生予防・早期発見に資することに留意すべきことを明確化する。

3. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

- (1) 市町村は、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めるものとする。
- (2) 市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関について、専門職を配置するものとする。
- (3) 政令で定める特別区は、児童相談所を設置するものとする。
- (4) 都道府県は、児童相談所に①児童心理司、②医師又は保健師、③指導・教育担当の児童福祉司を置くとともに、弁護士配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。
- (5) 児童相談所等から求められた場合に、医療機関や学校等は、被虐待児童等に関する資料等を提供できるものとする。

4. 被虐待児童への自立支援

- (1) 親子関係再構築支援について、施設、里親、市町村、児童相談所などの関係機関等が連携して行うべき旨を明確化する。
- (2) 都道府県（児童相談所）の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援を位置付ける。
- (3) 養子縁組里親を法定化するとともに、都道府県（児童相談所）の業務として、養子縁組に関する相談・支援を位置付ける。

(4) 自立援助ホームについて、22 歳の年度末までの間にある大学等就学中の者を対象に追加する。

(検討規定等)

- 施行後速やかに、要保護児童の保護措置に係る手続における裁判所の関与の在り方、特別養子縁組制度の利用促進の在り方を検討する。
- 施行後 2 年以内に、児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方、児童福祉業務の従事者の資質向上の方策を検討する。
- 施行後 5 年を目途として、中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、その設置に係る支援等の必要な措置を講ずる。

【施行期日】 平成 29 年 4 月 1 日

(1、2(3)については公布日、2(2)、3(4)(5)、4(1)については平成 28 年 10 月 1 日)

➤ 2016.5.10 社会保障審議会児童部会保育専門委員会(第 6 回):関係団体ヒアリング

- ▶ 厚生労働省は、保育所保育指針の改定に向けて、社会保障審議会児童部会に保育専門委員会を設置した(第 1 回会議は、平成 27 年 12 月 4 日開催)。
- ▶ 平成 20 年に改定された保育所保育指針について、改定時から現在に至るまでの社会情勢の変化(子ども・子育て支援新制度の施行、保育所利用児童数の増加、保護者支援の重要性の高まり等)や文部科学省における幼稚園教育要領の構造的な見直しに向けた検討等を踏まえ検討を進める。今後、月 1 回程度開催することとし、検討期間は概ね 1 年程度が予定されている。
- ▶ 第 6 回会議では関係団体ヒアリングとともに、中間まとめの構成(案)をもとに議論した。
- ▶ 次回 5 月 31 日では、中間まとめ案が示されて議論が行われる予定である。

《中間まとめ構成(案)》

序 保育をめぐる近年の状況

1 保育所保育指針の改定の方向性

- 乳児・3 歳未満児の保育に関する記載の充実
- 保育所における幼児教育の積極的な位置づけ
- 子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえた健康及び安全の記載の見直し
- 保護者・家庭と連携した子育て支援の必要性
- 職員の資質・専門性の向上

2 改定の方向性を踏まえた構成の見直し

- 見直しの方向性
- 具体的な章立て(案)

3 その他の課題

- 子ども・子育て支援新制度の下での小規模保育等への対応
- 周知に向けた取組
- 保育の質の向上に向けて

《議論の経過》

- 第 2 回(1 月 7 日)…乳児保育、3 歳未満児の保育について
- 第 3 回(2 月 16 日)…健康及び安全等について
- 第 4 回(3 月 29 日)…保護者支援、職員の資質の向上についての協議とともに、関係団体のヒアリングを実施

○第5回(4月27日)…3歳以上児の保育、全体の構成、総則について

《検討課題(例):第1回検討会の資料より抜粋》

- 子ども・子育て支援新制度の施行等に伴う、保育をめぐる環境の変化(利用児童数の増加、小規模保育等の多様な保育機会の充実等)を踏まえ、全般的にどのような見直しを行うか。
- 乳児保育、3歳未満児保育に関して、この時期の発達の特性を踏まえつつ、どのように内容を充実するか。
- 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた保育の在り方の検討と、目標に向けた保育課程、指導計画、自己評価をどのように確立するか。
- 養護、健康及び安全に関して、どのように記載を整理し、内容を充実するか。
- 虐待防止に関する内容を含め、保護者支援に関する内容をどのように充実するか。

➤ 2016.4.28 「保活」の実態に関する調査結果(中間とりまとめ):公表

- ▶ 厚生労働省は、「保活」の実態に関する調査の結果(中間とりまとめ)を公表した。
- ▶ 本調査は、「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」(平成28年3月28日)に基づき、いわゆる「保活」(子どもを認可保育園等に入れるために保護者が行う活動)の実態を把握するために実施している。
- ▶ 平成28年4月11日から実施し、4月17日までの調査結果について、今般とりまとめたものである。4月17日以降も継続して調査を実施しており、今後、追加で得られた回答なども含め、厚生労働省は改めて結果の詳細をとりまとめ、公表される予定である。

《調査の概要》

- 調査の目的…いわゆる「保活」(子どもを認可保育園等に入れるために保護者が行う活動)について実態を把握し、待機児童の解消や今後の保育の施策の検討に活用する。
- 調査実施時期…平成28年4月11日(月)から当面の間
- 調査対象…政令指定都市及び平成27年4月1日現在で待機児童が50人以上いる市区町村において、平成28年4月からの認可保育園等の利用開始に向けて保活を行った保護者の方。
- 調査方法…市区町村等を経由して保活を行った保護者の方(保育施設の利用者等)に周知を行い、厚生労働省ホームページにおいてアンケート調査を実施。
- 有効回答数:1,544件[平成28年4月11日(月)(調査開始日)~4月17日(日)の回答数]

《結果の概要》

- 「保活」を開始した時期は、出産後6か月未満とした人が349人(22.6%)と最も多く、次いで、出産後6か月以降の人が335人(21.7%)と多い。
- また、妊娠中・妊娠前に「保活」を開始した人も、それぞれ一定数存在。(妊娠中238人(15.4%)、妊娠前67人(4.3%))
- 「保活」の対象となった子どもに就学前の兄弟姉妹がいる家庭について、「同じ認可保育園等を利用する」家庭が238人(15.4%)と最も多く、次いで「どちらかが認可保育園等を、どちらかがそれ以外の施設を利用」する家庭が63人(4.1%)と多かった。
- 「保活」の結果、希望どおりの保育施設を利用できた人は全体の57.8%(892人)
- 希望どおりでないが、認可保育園等を利用できた人は23.7%(366人)、認可外の保育施設を利用できた人は11.9%(184人)で、あわせて35.6%(550人)

- 保育施設等を利用できなかった人は全体の4%(61人)。
※希望どおりの保育施設を利用できた人(892人)のうち、860人(96.4%)が認可保育園等を利用
- 「保活」の結果、保育施設を利用することができた人(1,442人)のうち、85%(1,226人)は認可保育園等に入所している。
- 希望以外の保育施設を利用することとなった人、保育施設を利用できなかった人は、希望どおりの保育施設を利用できた人に比べて、「保活」に対してより多くの苦労・負担を感じている。
- 「保活」で保護者が苦労や負担を感じた点については、全体では「市役所などに何度も足を運ばなければならなかった」との回答が590人と最も多く、「情報の収集方法が分からなかった」も494人と2番目に多い。
- 苦労や負担を感じた度合別に見ると、「とても感じた」保護者では、「市役所などに何度も足を運ばなければならなかった(313人)」、「いったん、認可外保育施設、自治体単独の保育施設などに預ける必要があった(251人)」との回答が多い。
- 「保活」に対する苦労や負担感を減らすために市区町村において必要な支援については、全体及び苦労や負担を感じた度合別のいずれも、「保活に関する情報をより多く提供する」との回答が最も多い。
- 苦労や負担を「とても感じた」保護者については、「初期の段階から支援をする」との回答が279人と2番目に多い。
- 保育施設を利用することができなかった理由として、「申込者数が多く、どこの保育施設もいっぱいだった(45人)」との回答が特に多い。
- また、場所が希望に合わなかった(16人)、認可保育園等以外は保育料が高額(12人)、保育の質に不安がある(10人)との回答も一定数存在。
- 保育施設を利用できなかった場合の対応として、「育休を延長」との回答が36.1%(22人)と最も多い。
- 次いで、「一時預かりやベビーシッターなどを利用」(9.8%/6人)、「職場復帰をあきらめ、育児に専念」(8.2%/5人)との回答が多い。

➤ 2016.4.25 児童相談所強化プラン:策定・公表

- ▶ 厚生労働省は、第1回 厚生労働省児童虐待防止対策推進本部において「児童相談所強化プラン」を策定し、公表した。
- ▶ 子どもの貧困対策会議において決定された「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」(愛称:すくすくサポート・プロジェクト、平成27年12月21日)に基づき、平成28年度から平成31年度までの間、児童福祉司などの専門職の配置の充実や資質の向上を図るなど、児童相談所の体制と専門性について計画的に強化するものである。
- ▶ プランにおいては、(1)専門職の増員、(2)児童福祉司の資質の向上、(3)関係機関との連携強化などであり、専門職の増員目標も示されている。
- ▶ 厚生労働省は、プランを達成するため、関係省庁と連携しつつ、法律・予算・運用全般にわたり必要な取組を強力に進めていくとしている。

➤ 2016.4.18 待機児童解消に向けた緊急対策会議

- ▶ 厚生労働省は、待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について、待機児童が100名以上の自治体との意見交換等を行うための会議を開催した。
- ▶ 会議では、①各市区町村における緊急対策メニューの取組、②各施設の整備の状況と今後の見込み、③各市区町村における具体的な待機児童対策の取組、④待機児童の把握・公表のあり方、⑤保育人材の確保に向けた取組、を論点として議論が行われた。

➤ 2016.3.31	子ども・子育て支援法の改正法：参議院可決・成立
▶ 子ども・子育て支援法の改正法が、参議院で可決・成立した。第二の矢「夢をつむぐ子育て支援」の実現に向けて、平成 28 年 4 月 1 日から事業主拠出金制度を拡充し、最大 5 万人の保育の受け皿の整備など子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るものである。 ≪概要≫ 1. 仕事・子育て両立支援事業の創設 ○政府が事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う事業（仕事・子育て両立支援事業）を創設 2. 事業主拠出金の率の引き上げ等 ○一般事業主から徴収する拠出金（事業主拠出金）の対象事業に仕事・子育て両立支援事業を追加 ○事業主拠出金の率の上限を 1,000 分の 1.5 以内から 1,000 分の 2.5 以内に引き上げ	
➤ 2016.3.28	待機児童解消に向けて緊急に対応する施策
▶ 厚生労働省は、待機児童解消までの緊急的な取組として、「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について」をとりまとめた。 ▶ 平成 27 年 4 月 1 日現在の待機児童数が 50 人以上いる 114 市区町村及び待機児童を解消するために受け皿拡大に積極的に取り組んでいる市区町村を対象に、①子ども・子育て支援新制度施行後の実態把握と緊急対策体制の強化、②規制の弾力化・人材確保等、③受け皿確保のための施設整備促進、④既存事業の拡充・強化、⑤企業主導型保育事業の積極的展開、といった措置を講じるものである。 ≪概要≫ I 子ども・子育て支援新制度施行後の実態把握と緊急対策体制の強化 1. 厚生労働大臣と市区町長との緊急対策会議等 厚生労働大臣と待機児童が 100 人以上いる市区町長との緊急対策会議及び待機児童対策緊急部局長会議を開催し、国・市区町村が一体となって待機児童解消に向けた積極的な取組を促進 2. 自治体からの優良事例・課題・要望等の受付（実施中） 3. 厚生労働省ホームページによる保育に関する国民からのご意見等の募集（実施中） 4. 「保活」の実態を調査 ○保護者目線に立った施策展開に資するため、平成 28 年 4 月入園に向けた「保活」の実態を調査 5. 保育コンシェルジュの設置促進（Ⅳの 1 参照） II 規制の弾力化・人材確保等 1. 保育園等への臨時的な受入れ強化の推進 ○人員配置基準、面積基準において、国の最低基準を上回る基準を設定している市区町村に対して、一人でも多くの児童の受入れを要請 2. 自治体が独自に支援する保育サービスへの支援 ○「認可化移行運営費支援事業」の補助要件である認可化移行期限（5 年間）を緩和し、自治体が単独事業として支援する認可外保育施設への支援（運営費の一部及び改修費の補助）を行う III 受け皿確保のための施設整備促進 1. 施設整備費支援の拡充 ○資材費等の高騰などを踏まえた借地料への支援の強化	

○地域の余裕スペースを活用した保育園等の整備促進等

2. 改修費支援等の拡充

○小規模保育等の多様な保育サービスへの改修費等支援の拡充等

IV 既存事業の拡充・強化

1. 保育コンシェルジュの設置促進

○待機児童が 50 人以上いる市区町村を中心に「保育コンシェルジュ」の設置促進を図り、利用者と保育施設のマッチング(利用者支援)の強化

2. 緊急的な一時預かり事業等の活用

○待機児童を緊急的に預かるため、一時預かり事業を活用・拡充して、保育園等への入園が決まるまでの間、保育サービスを提供

3. 広域的保育所等利用事業の促進

○隣接する市区町村の間で、市区町村の圏域を越える保育園等の利用を送迎バスを活用し促進

4. 地域の中での円滑な整備促進

○保育園等の新規開設に向け、地域住民等との調整や防音壁設置対策を引き続き講じるなど、円滑な保育園等の整備が図られるよう、環境整備(コーディネート等)を促進

V 企業主導型保育事業の積極的展開

➤ 2016.3.10 社会保障審議会児童部会新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会：報告(提言)

- ▶ 社会保障審議会児童部会新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会は報告(提言)をとりまとめた。本報告(提言)は、新たな子ども家庭福祉を具現化するため、児童福祉法の抜本的な改正に向けて提言するものとされている。
- ▶ 「基本的な考え方」では、(1)子どもの権利の明確な位置付け、(2)家庭支援の強化、すなわち子ども虐待の予防的観点の明確化、(3)国・都道府県・市区町村の責任と役割の明確化、(4)基礎自治体(市区町村)の基盤強化と地域における支援機能の拡大、(5)各関係機関の役割の明確化と機能強化、(6)子どもへの適切なケアの保障、(7)継続的な支援と自立の保障、(8)司法関与と法的・制度的枠組みの強化、(9)職員の専門性の確保・向上と配置数の増加、が掲げられている。
- ▶ 「新たな子ども家庭福祉に関する見直しの要点」としては、就学前の保育・教育の質の向上のほか、市区町村における地域子ども家庭支援拠点の整備、児童相談所を設置する自治体の拡大と児童相談所の強化のための機能分化、子ども家庭福祉に関する評価制度の構築などが盛り込まれている。
- ▶ なお、報告(提言)では、「制度・法改正の時期」について、①直ちに実施すべき事項、②一定期間内で実施に移すべき事項、③速やかに関係省庁・機関等と協議を開始し、一定期間内に結論を得よう努めるべき事項、を整理している。

➤ 2016.3.1 「保育所における第三者評価の実施について」：通知発出

- ▶ 厚生労働省は、福祉サービス第三者評価事業における保育所版の評価基準ガイドラインの改定について「保育所における第三者評価の実施について」(雇児発第 0301 第 3 号・社援発第 0301 第 2 号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、同社会・援護局長通知)を発出した。
- ▶ 通知では、保育サービスの質の向上を図り、安心して子どもを預けることができる環境を整備する必要があることから、「規制改革実施計画」(平成 26 年 6 月 24 日閣議決定)において、保育分野における第三者評価受審率の数値目標を定めることとされたほか、「日本再興戦略」改訂 2015(平成 27 年 6 月 30 日閣議決定)において、平成 31 年度末までにすべての保育事業者において第三者評価の受審が行われることを目指すこととされている。

* 児童福祉法等の一部を改正する法律案

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/190.html>

* 社会保障審議会児童部会保育専門委員会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho.html?tid=314168>

* 「保活」の実態に関する調査の結果（中間とりまとめ）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000123368.html>

* 児童相談所強化プラン

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000122715.html>

* 待機児童解消に向けた緊急対策会議

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000123019.html>

* 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案

<http://www.cao.go.jp/houan/190/index.html>

* 待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000118007.html>

* 社会保障審議会児童部会新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho.html?tid=294280>

* 子ども・子育て会議

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/>

9. 生活困窮・生活保護

《直近の動向》

➤ 2016.4.28 ホームレスの実態に関する全国調査(概数調査)結果・公表

- ▶ 厚生労働省は、平成 28 年1月に実施したホームレスの実態に関する全国調査(目視による概数調査)結果をとりまとめ、公表した。
- ▶ 本調査は、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法及びホームレスの自立の支援等に関する基本方針に基づき実施される施策の効果を継続的に把握することを目的とするものである。

《概要》

1. ホームレスが確認された自治体は、328 市区町村(昨年は、342 市区町村)であり、14 市区町村(▲4.1%)減少している。
2. 確認されたホームレス数は、6,235 人(男性 5,821 人、女性 210 人、不明 204 人)であり、昨年と比べて 306 人(▲4.7%)減少している。
3. ホームレス数が最も多かったのは大阪府(1,611 人)である。次いで多かったのは東京都(1,473 人)、神奈川県(1,117 人)である。なお、東京都 23 区及び指定都市で全国のホームレス数の約 4 分の 3 を占めている。
4. ホームレスが確認された場所の割合は、昨年から大きな変化は見られなかった。
(「都市公園」23.1%、「河川」30.0%、「道路」18.5%、「駅舎」4.2%、「その他施設」24.1%)

➤ 2016.4.20 生活困窮者自立支援制度支援状況調査の結果(平成 28 年 2 月)

- ▶ 厚生労働省は、全国の支援状況調査の集計結果(平成 28 年 2 月分)を公表した。

	新規相談受付件数		プラン作成件数		就労支援対象者数		就労者数	増収者数
		人口 10万人 あたり		人口 10万人 あたり		人口 10万人 あたり		
都道府県 (管内市区町村含む)	11,413	13.8	2,381	2.9	1,415	1.7	1,219	435
指定都市	4,052	14.9	1,563	5.7	664	2.4	471	81
中核市	2,280	12.5	511	2.8	291	1.6	211	71
合計	17,745	13.8	4,455	3.5	2,370	1.8	1,901	587

※ 各項目の数値は概数であり、今後の整理の結果、異動を生ずることがある。

各月における支援状況

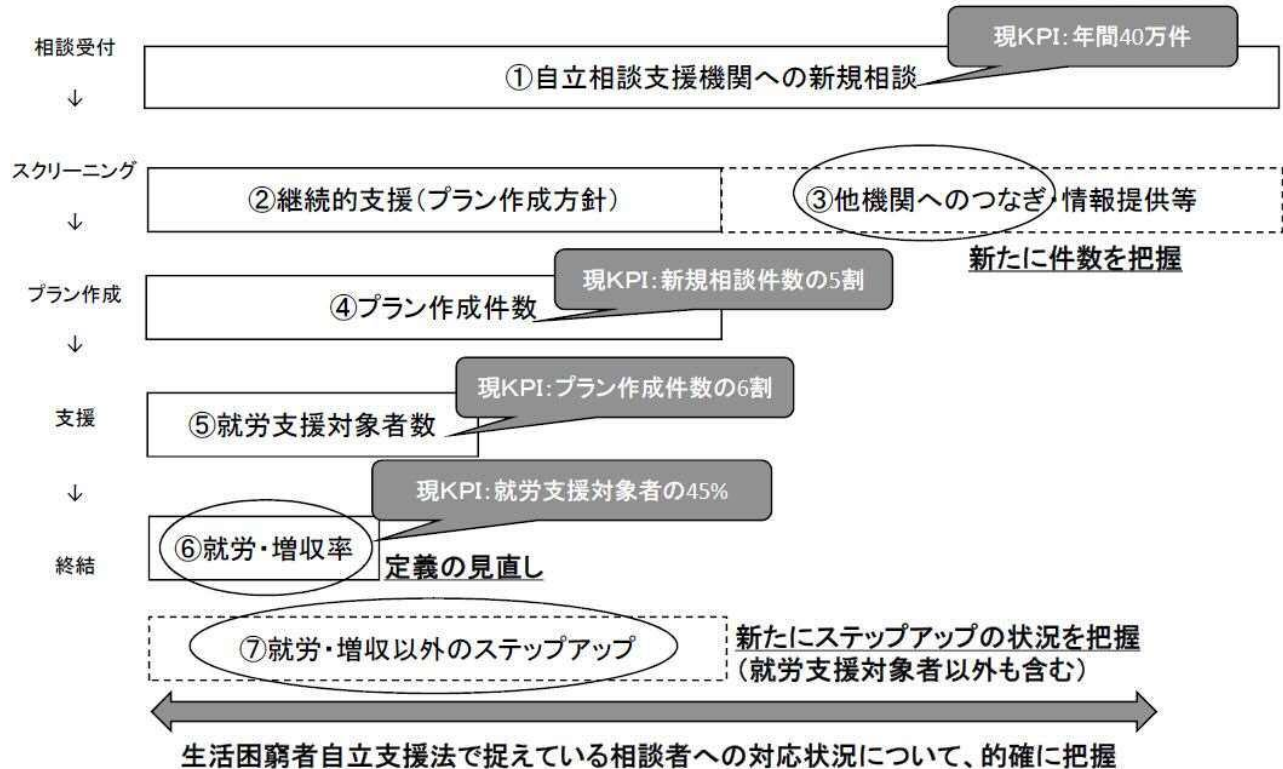
(件数、人)

	新規相談受付件数		プラン作成件数		就労支援対象者数		就労者数	増収者数
		人口 10万人 あたり		人口 10万人 あたり		人口 10万人 あたり		
4月分	23,870	18.6	2,910	2.3	1,839	1.4	1,003	329
5月分	19,653	15.3	3,264	2.5	2,062	1.6	1,350	399
6月分	21,003	16.4	4,414	3.4	2,600	2.0	1,811	575
7月分	20,508	16.0	6,786	5.3	2,465	1.9	1,927	631
8月分	17,960	14.0	4,730	3.7	2,346	1.8	1,745	627
9月分	18,247	14.2	4,549	3.5	2,262	1.8	1,855	610
10月分	18,155	14.1	4,991	3.9	2,596	2.0	2,016	714
11月分	16,954	13.2	4,648	3.6	2,415	1.9	2,024	658
12月分	15,104	11.8	4,495	3.5	2,283	1.8	1,837	638
1月分	17,016	13.2	4,573	3.6	2,297	1.8	1,804	630
2月分(再掲)	17,745	13.8	4,455	3.5	2,370	1.8	1,901	587
合計	206,215	14.6	49,815	3.5	25,535	1.8	19,273	6,398

《参考》

生活困窮者自立支援制度における
新たな評価指標の着眼点

平成28年3月3日
平成27年度社会・援護局
関係主管課長会議
資料4 追加配布資料



1

* ホームレスの実態に関する全国調査(概数調査)結果

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000122778.html>

* 生活困窮者自立支援制度支援状況調査の結果 ※厚生労働省 HP

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000092189.html>

10. 予 算

《直近の動向》

➤ 2016.5.17

平成 28 年度補正予算：参議院可決・成立

- ▶ 平成 28 年熊本地震に関し当面必要となる経費 7,780 億円を追加する平成 28 年度補正予算が参議院で可決・成立した。
- ▶ 住宅の確保や生活再建支援金の支給など被災者支援に要する経費を計上するとともに、『熊本地震復旧等予備費』を創設し、今後、被災者の方々の事業再建、道路・施設等のインフラ復旧や、がれき処理等を迅速に進めていくための十二分の備えを整えるものである。また、28 年度当初予算に計上している予備費等と合わせ、当面の復旧対策に万全を期すとしている。

《概要》

■追加歳出 7,780 億円

1. 災害救助等関係経費 780 億円
 - (1) 災害救助費等負担金 573 億円
 - (2) 被災者生活再建支援金補助金 201 億円
 - (3) 災害弔慰金等負担金等 6 億円
2. 熊本地震復旧等予備費 7,000 億円

■既定経費の減(国債費の減額) ▲7,780 億円

➤ 2016.3.29

平成 28 年度予算：参議院可決・成立

- ▶ 一般会計の総額が、約 96 兆 7,200 億円となる平成 28 年度政府予算が、参議院で可決・成立した。平成 27 年度予算を約 3,800 億円上回り、過去最大となる。
- ▶ 平成 28 年度予算は、経済再生と財政健全化の両立する予算として、一億総活躍社会の実現に向けて、「希望出生率 1.8」、「介護離職ゼロ」に直結する、子育て支援や介護サービス等の充実を図るほか、教育費の負担軽減等を進めるものである。
- ▶ また、持続可能な社会保障制度の確立に向けて、社会保障関係費の伸びを「経済・財政再生計画」の「目安」に沿って抑制する内容となっている。「経済財政運営と改革の基本方針 2015」に掲げられた改革検討項目について、具体的な方向性や検討実施時期を明確にした「改革工程表」(経済・財政再生アクション・プログラム)に沿って改革を着実に実行するとしている。
- ▶ 厚生労働省の一般会計は、30 兆 3,110 億円で、平成 27 年度(29 兆 9146 億円)比で 1.3%増となっている。社会保障の充実・安定化については、消費税引き上げによる平成 28 年度の増収分〔8.2 兆円〕は全て社会保障の充実・安定化に向けるとし、①基礎年金国庫負担割合 2 分の 1〔3.1 兆円〕、②社会保障の充実〔1.35 兆円、うち子ども・子育て支援新制度の実施＝5,593 億円、社会的養護の充実＝345 億円〕、③消費税引き上げに伴う社会保障 4 経費の増〔0.37 兆円〕、④後代への負担つけ回しの軽減〔3.4 兆円〕に向けられる。

《予算：主な分野》 ※()内は、平成 27 年度予算

1. 安心で質の高い介護サービスの確保

2 兆 8,819 億円(2 兆 7,767 億円)

2. 障害福祉サービスの確保、地域生活支援などの障害児・障害者支援の推進

1兆6,098億円(1兆5,247億円)

※…地域生活支援事業計上分を除く

- ・良質な障害福祉サービスの確保 9,701億円(9,330億円)
- ・障害児の発達を支援するための療育などの確保 1,458億円(1,120億円)
- ・地域生活支援事業の着実な実施【一部新規】 464億円(464億円)
- ・障害児・障害者への福祉サービス提供体制の基盤整備 70億円(26億円)
- ・地域移行・地域定着支援などの精神障害者施策の推進 205億円(208億円)※
- ・発達障害児・発達障害者の支援施策の推進 2億円(1.4億円)※
- ・障害者への就労支援の推進 146億円(119億円)※

3. 子ども・子育て支援新制度の実施(一部社会保障の充実)

2兆1,790億円(2兆1,381億円) ※内閣府予算

4. 児童虐待防止対策の強化、社会的養護の推進

1,295億円(1,198億円)

5. 生活困窮者自立支援制度の着実な推進及び生活保護制度の適正実施

2兆9,515億円(2兆9,445億円)

- ・生活困窮者等に対する自立支援【一部新規】 400億円(400億円)
- ・生活保護に係る国庫負担 2兆8,711億円(2兆8,635億円)

6. 福祉・介護人材確保対策の推進

106億円(65億円)

《社会保障の充実・安定化》

平成28年度の社会保障の充実・安定化について

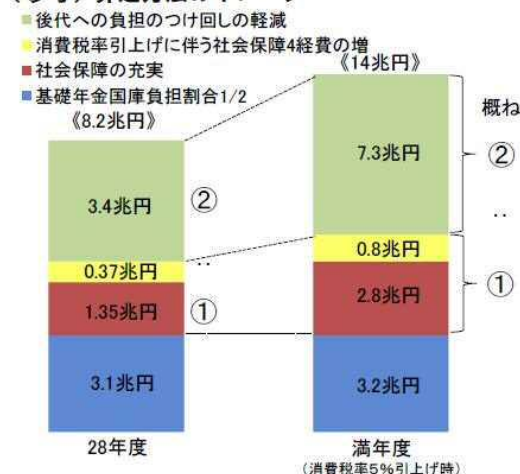
- 消費税率引上げによる増収分は、全て社会保障の充実・安定化に向ける。
- 社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指す観点から、平成28年度の増収額8.2兆円については、
 - ①まず基礎年金国庫負担割合2分の1に3.1兆円を向け、
 - ②残額を満年度時の
 - ・「社会保障の充実」及び「消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増」と
 - ・「後代への負担のつけ回しの軽減」の比率(概ね1:2)で按分した額をそれぞれに向ける。

〈28年度消費増収分の内訳〉

《増収額計：8.2兆円》

- | | |
|--|--------|
| ○基礎年金国庫負担割合2分の1
(平成24年度・25年度の基礎年金国庫負担割合2分の1の差額に係る費用を含む) | 3.1兆円 |
| ○社会保障の充実
・子ども・子育て支援の充実
・医療・介護の充実
・年金制度の改善 | 1.35兆円 |
| ○消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増
・診療報酬、介護報酬、年金、子育て支援等についての物価上昇に伴う増 | 0.37兆円 |
| ○後代への負担のつけ回しの軽減
・高齢化等に伴う自然増を含む安定財源が確保できていない既存の社会保障費 | 3.4兆円 |

(参考) 算定方法のイメージ



《厚生労働省関連》

平成28年度厚生労働省予算案（一般会計）の全体像

（27年度予算額）
29兆9,146億円



（28年度予算案）
30兆3,110億円

（対27年度増額）
（+3,963億円）

一般会計

（単位：億円）

区 分	平成27年度 予 算 額 (A)	平成28年度 予 算 案 (B)	増 △ 減 額 (C) ((B) - (A))	増 △ 減 率 (C) / (A)
一 般 会 計	299,146	303,110	3,963	1.3%
社会保障関係費	294,505	298,631	4,126	1.4%
その他の経費	4,641	4,478	△163	△3.5%

《主要施策の抜粋》

I 女性・若者等の活躍推進～人口減少社会への対応～

1. すべての子どもが健やかに育つための総合的な対策の推進

- 子どもの貧困対策とひとり親家庭対策の推進【一部新規】【1,931 億円】
- 児童虐待防止対策の強化、社会的養護の推進【一部新規】（一部社会保障の充実）【1,271 億円】
- 安全・安心に妊娠・出産・子育てのできる環境の整備（一部社会保障の充実）【185 億円】

2. 「全員参加の社会」の実現加速

(1) 女性の活躍推進

※内閣府予算に計上

- 待機児童解消等の推進に向けた取組【一部新規】【965 億円】
- 事業所内保育など企業主導の保育所の整備・運営等の推進【835 億円※】
- 子ども・子育て支援新制度の実施【一部新規】（一部社会保障の充実）児【2兆1,790 億円※】
- 多子世帯・ひとり親世帯等への保育料軽減の強化（幼児教育の段階的無償化等）【新規】【109 億円※】
- 女性の活躍推進及び仕事と家庭の両立支援策の推進【一部新規】【165 億円】

(2) 若者の活躍推進【一部新規】【200 億円】

(3) 高齢者等の活躍推進

- 生涯現役社会の実現【一部新規】【280 億円】
- 高年齢退職予定者キャリア人材バンク事業（仮称）の実施【新規】【2.6 億円】
- 起業等による高年齢者等の雇用を創出する企業に対する助成措置の創設【新規】【8.7 億円】

(4) 障害者等の活躍推進

- 障害者等の社会参加支援の充実・基盤整備【一部新規】【74 億円】
- 農福連携などによる障害者の就労促進【一部新規】【109 億円】
- 生活困窮者等の就農訓練・中間的就労の推進【新規】【5.6 億円】
- がん患者等に対する就労支援の強化【2.5 億円】
- 難病患者に対する相談支援体制の充実【一部新規】【4.5 億円】

(5) 外国人材の活用・国際協力【23 億円】

(6) 刑務所出所者等に対する就労支援【5.5 億円】

3. 人材力強化・人材確保対策の推進等

- 職業人生を通じた労働者のキャリア形成支援【一部新規】【156 億円】
- 産業界で活用される実践的な職業能力評価制度の構築等【一部新規】【25 億円】
- 希望するキャリアの実現支援【一部新規】【56 億円】
- 潜在有資格者の掘り起こし・マッチング対策の強化【18 億円】
- 雇用管理改善による「魅力ある職場づくり」の推進【一部新規】【126 億円】
- 地方における良質な雇用の創出・人材育成【133 億円】

Ⅱ 「健康長寿社会」の実現

1. 医療・介護等の充実

(1) 安心で質の高い医療・介護サービス提供体制の構築

- 地域医療介護総合確保基金による医療・介護提供体制改革（社会保障の充実）
【地域医療介護総合確保基金（医療分）】【602 億円】
【地域医療介護総合確保基金（介護分）】【483 億円】
- 地域支援事業の充実（社会保障の充実）【195 億円】
- 認知症施策の推進【一部新規】【82 億円】
- 介護ロボット等の開発・普及の加速化【新規】【3 億円】
- 介護予防等の取組に係る先進事例の横展開の推進【一部新規】【1 億円】

(2) 医療・介護分野における ICT 化の推進

- 介護分野の効率化・ICT 化等による生産性向上の推進【1.3 億円】

(3) 難病・小児慢性特定疾病への対応（一部社会保障の充実）

- 難病・小児慢性特定疾病に係る公平かつ安定的な制度の確立【1,311 億円】
- 慢性疾病を抱える児童等の自立支援【9.3 億円】

2. 自立した生活の実現と安心の確保

(1) 地域の福祉サービスに係る新たなシステムの構築【一部新規】【23 億円】

(2) 生活困窮者等に対する自立支援の推進【一部新規】【2 兆 9,515 億円】

(3) 簡素な給付措置（臨時福祉給付金）【1,033 億円】

(4) 年金生活者等支援臨時福祉給付金【新規】【450 億円】

3. 安心できる年金制度の確立

- 持続可能で安心できる年金制度の運営（一部社会保障の充実）【11 兆 2,438 億円】

➤ 2016.1.20

平成 27 年度補正予算：参議院可決・成立

- ▶ 平成 27 年度補正予算（平成 27 年 12 月 18 日・閣議決定、平成 28 年 1 月 14 日・衆議院可決）が、政府案どおりに参議院で可決、成立した。総額は、3 兆 5,030 億円となっている。
- ▶ 一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策等が 1 兆 1,646 億円とされており、このうち「希望出生率 1.8」及び「介護離職ゼロ」に直結する緊急対策等として 3,951 億円が計上された。
- ▶ 「希望出生率 1.8」（第二の矢）関連では、保育所等の整備【511 億円】、保育士修学資金貸付等事業【566 億円】、保育所等における ICT 化推進等事業【148 億円】、ひとり親家庭等の支援【117 億円】、児童虐待防止対策の強化【91 億円】等がある。
- ▶ また、「介護離職ゼロ」（第三の矢）関連では、介護基盤の整備加速化事業【922 億円】、介護人材の育成・確保・生産性向上【444 億円】、サービス付き高齢者向け住宅の整備【189 億円】が計上さ

れている。

《厚生労働省関連・概要》

◎計 6,874 億円〔一般会計 6,874 億円〕

第1 一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策 6,557 億円

1. 「希望出生率 1.8」に直結する緊急対策 1,488 億円

(1)結婚・子育ての希望実現の基盤となる若者の雇用安定・待遇改善 制度要求

(2)結婚から妊娠・出産、子育てに至る各段階の負担・悩み・不安を切れ目なく解消するための支援の充実 35 億円

(3)多様な保育サービスの拡大と保育人材等の確保 1,245 億円

○待機児童解消を確実なものとするための認可保育所の整備等(「待機児童解消加速化プラン」の前倒し) 501 億円

○防音対策のための補助 9.2 億円

○保育人材確保のための取組の推進 714 億円

○放課後児童クラブにおける勤務環境の改善 7.9 億円

(4)子育てが困難な状況にある家族・子ども等への配慮・対策等の強化 209 億円

○ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付 85 億円

○ひとり親家庭の相談窓口等の充実に必要な備品購入等 7.7 億円

○生活困窮世帯の子どもに対する教育支援資金(生活福祉資金)の拡充 25 億円

○児童養護施設退所者等に対する自立支援資金の貸付 67 億円

○一時保護された子どもの処遇向上のための環境整備 12 億円

○児童養護施設等の小規模化等のための整備 10 億円

○児童養護施設等における学習環境改善 2 億円

2. 「介護離職ゼロ」に直結する緊急対策 1,384 億円

(1)高齢者の利用ニーズに対応した介護サービス基盤の確保 922 億円

○都市部を中心とした在宅・施設サービスの整備の加速化・支援の拡充 921 億円

○介護離職の観点も含めた介護サービスの在り方の把握方法等の検討 54 百万円

(2)求められる介護サービスを提供するための人材の育成・確保、生産性の向上 444 億円

○再就職準備金貸付制度の創設及び修学資金貸付制度の拡充 261 億円

○離職した介護人材の届出システムの構築 3.9 億円

○地域医療介護総合確保基金(介護分)を活用した介護人材対策の加速化 119 億円

○介護ロボット等導入支援特別事業 52 億円

○介護ロボットや ICT の効果的な活用方法の検討等 1.6 億円

(3)元気で豊かな老後を送れる健康寿命の延伸に向けた取組強化 18 億円

○介護予防・生活支援拠点の整備等 18 億円

3. 高齢者等のための多様な就労機会の確保、経済的自立に向けた支援等 3,685 億円

○低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金 3,624 億円

○障害福祉サービス事業所等の基盤整備 60 億円

○中小企業・小規模事業者の資金繰り支援 28 百万円

第2 災害復旧・防災減災事業 293 億円

第3 国民生活の安全・安心の確保 164 億円

* 平成 28 年度補正予算

http://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2016/hosei280513.html

* 平成 27 年度補正予算、平成 28 年度予算関連資料 政策委員会 HP <http://zseisaku.net/download/>
(参考)

・ 平成 28 年度予算案 ※財務省HP

http://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2016/seifuan28/PAGE0000000000000177771.html

・ 厚生労働省 平成 28 年度予算案 ※厚生労働省HP

<http://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/16syokanyosan/>

・ 平成 27 年度補正予算案 ※財務省HP

http://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2015/hosei271218.html

・ 平成 27 年度補正予算案 厚生労働省関連 ※厚生労働省HP

<http://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/15hosei/>

11. 人材確保

《直近の動向》

➤ 2016.4.14 介護のシゴト魅力向上懇談会(第4回)

- ▶ 厚生労働省は、介護の仕事や職場の魅力向上を更に進めるため、業務プロセスの改善とテクノロジー(介護ロボット・ICT等)の活用による業務負担の軽減、生産性の向上等について、先進的な現場の実践を踏まえた議論を行い、今後の政策検討の参考にすることを目的とする懇談会を設置・開催している。
- ▶ 懇談会では、①介護分野における業務プロセスの改善に向けた取組、②介護分野におけるテクノロジー(介護ロボット・ICT等)の活用に向けた取組等を検討事項としている。
- ▶ 第4回会議では、議論の整理(骨子の案)などをもとに議論した。骨子案では、魅力ある職場づくりのための実践として、①業務の生産性と効率性の向上、②成長を実感できる人材育成と業務の専門性の確保、③利用者本位の仕事観、が柱として掲げられている。

➤ 2016.3.30 介護プロフェッショナルキャリア段位制度の在り方に関する検討会:とりまとめ

- ▶ 介護プロフェッショナルキャリア段位制度の在り方に関する検討会が議論をとりまとめた。
- ▶ 「介護キャリア段位の取組み実績と評価」を整理し、その上で、「介護キャリア段位の取組みを踏まえた介護事業所・施設における人材育成の考え方」と「介護キャリア段位の仕組みの見直し」について方向性が整理されている。
- ▶ 今後に向けて、「介護キャリア段位は、今後も先進的な取組みとして期待されるが、このような取組みで得られた成果や課題については、介護人材の育成を含む介護の質の向上に幅広く活かしていくことも求められる」とし、「介護人材の育成に関しては、介護人材の類型化・機能分化や介護福祉士の養成・教育の在り方など様々な課題があることから、介護キャリア段位の取組は、これらと整合性を持って進めていく必要がある」としている。

福祉、介護、子ども・子育てに関する資格制度の検討状況等(主な事項)

1. 専門職種の統合・連携

(1) 厚生労働省まち・ひと・しごと創生サポートプラン(平成27年3月13日)

Ⅲ 医療・介護、福祉サービスの基盤整備に関する取組方針

○地方圏や中山間地域においては、人材確保やサービス提供が困難な地域の増加に備え、利用者の利便性や相乗効果も勘案し、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉といった福祉サービスの融合を図ることが必要である。厚生労働省としても、その更なる推進方策とともに、これらのサービスの担い手となる専門職種を統合・連携させる方策を検討するための検討チームを設置する。

(2) 新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチーム

①「誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現ー新たな時代に対応した福祉の提供ビジョンー」(平成27年9月17日)

【総合的な福祉人材の確保・育成】

○日本の労働力人口が減少する中であって、他業種から福祉人材を確保することは一層困難な状況となる。このため、福祉業界における働き方・キャリアの積み方をより魅力的なものとし、福祉人材で

あり続けることを可能とする必要がある。具体的には、福祉の各分野・各業務に限定したキャリアステップ（例えば、介護従事者が介護に直接従事するサービスの分野のみでキャリアを考えることなど）のみでは福祉人材の旺盛な福祉マインドを充足するには十分ではなく、幅広い業務があり多様性を有する福祉という業界全体でのキャリアステップを可能とすることが求められる。必ずしも一つの分野のみで働いていくのではなく、そのライフステージ等に応じて異なる分野で活躍できるよう、多様なキャリアステップを歩める環境の整備を検討する必要がある。

- また、新しい地域包括支援体制を確立するため、これらを担う福祉人材のあり方を検討する必要がある。その福祉人材としては、複数分野を束ね、必要とされる支援を実施するために業務や職員をコーディネートする者や、自らの専門分野の他に分野横断的な福祉に関する基礎知識を持つことにより様々な分野の基礎的な支援については臨機応変に担うことができる人材が求められている。

【中長期的な検討課題】

- 現在の福祉サービスを担う人材は、支援対象者類型ごとに対応する形で、各分野の専門性を有する人材が育成されてきた。一方で、新たな地域包括支援体制の基盤となる人材には、分野横断的な知識、専門性を有することが求められるのであり、こうした人材を育成・確保するためには、分野横断的な資格のあり方も含めた検討が必要となる。
- こうした分野横断的な資格のあり方としては、例えば、現在ある資格を基礎に総合的な資格を創設するといったことも考えられるが、①どのような専門性を組み合わせ、資格化する必要があるのか、②単に複数の資格を統合するのか、福祉分野に共通する専門性を資格化するのか（その場合、共通の専門性とはどのようなものか、共通資格と他の資格との接続のあり方をどう考えるか）等について、関係者のニーズ等もよく踏まえた上で整理し、十分な検討を加える必要があるため、まずは、福祉分野全般にわたる基礎的な知識を有する人材の育成や、複数分野の専門性を容易に身につけることができる環境の整備により、様々な分野の知識、専門性を持つ人材の育成を進めつつ、分野横断的な資格のあり方について、中長期的に検討を進めて行くことが必要と考えられる。

②「新しい時代に対応した福祉の提供ビジョン」工程表（平成 28 年 3 月 24 日）

新たなシステムを担う人材の育成・確保

- 福祉ニーズの多様化・複雑化や人口減少などの地域社会の変容に対応し、また、共生型社会の実現、効率的・効果的なサービスの提供を図るため、以下のような人材を育成・教育する必要がある。組み立て、提供までの一貫した支援体制を構築するコーディネートのスキルを持つ人材専門性のみならず福祉全般に一定の基本的な知見を有する人材また、生産年齢人口が減少する中で、限られた人材を有効に活用し、担い手となる人材を着実に確保する必要がある。
 - ①コーディネート人材の配置等をモデル的に取り組む自治体への支援等を実施する
 - ②福祉分野横断的な基礎知識の研修を実施する
 - ③福祉人材の多様なキャリア形成支援・福祉労働市場内での人材の移動促進のための環境整備を図る
 - ④潜在有資格者の円滑な再就業の促進を図る
 - ⑤限られた人材を有効に活用するための機能分化を推進する
 - ⑥多様な人材層からの参入促進（非資格保有者など、すそ野の拡大）を図る

【取組事項・抜粋】

- 介護人材養成に係る貸付の拡充
- 新たな研修プログラムの開発等

- 社会福祉士のあり方の検討
- 共通研修の創設等
- 福祉系国家資格所持者等の保育士資格取得の負担軽減
- 社会的養護を担う人材の育成 など

(3)保健医療 2035 推進本部

：保健医療 2035 実行プラン・工程表(平成 27 年 9 月 27 日)

- 11 総合的な資格創設(医療・看護・介護・リハビリ含めた対応が可能な職種)を検討する
- 110 地域包括ケアを総括的に進める者の育成を図るとともに、医療と福祉の多職種連携を前提とした人材育成を行う
- 111 医療や福祉の資格の共通基盤(養成課程等)を整備する

2. 社会福祉士

(1)社会福祉士の役割の明確化、養成カリキュラム等に関する検討

- 「新しい時代に対応した福祉の提供ビジョン」工程表(平成 28 年 3 月 24 日)において、「複合的な課題を抱える者の支援においてその知識等を発揮することが期待される社会福祉士について、コーディネート人材としての活用を含め、その在り方を検討」するとした。
- 厚生労働省が平成 28 年度から検討会を設置する予定

3. 介護福祉士

(1)社会福祉法等の一部を改正する法律(平成 28 年 3 月 31 日)

- 介護福祉士の資格取得方法の一元化を実施し、資質・社会的評価の向上をはかる。
- 若者や他業界からの参入促進、現場の介護人材のキャリア志向を向上させる措置を講じる
- 平成 29 年度から養成施設卒業者に受験資格を付与し、5 年間をかけて国家試験の義務付けを漸進的に導入
- 他産業からの参入促進をはかる観点からの福祉系高校の「通信課程」の復活等
- 介護福祉士に係る喀痰吸引等の規定については、平成 28 年度以前に介護福祉士の資格を有していた者と同様の取扱い

(2)介護プロフェッショナルキャリア段位制度の在り方に関する検討会(平成 28 年 3 月 30 日・とりまとめ)

- 介護キャリア段位制度の現状と課題等を整理するとともに、介護職員のさらなる資質向上に向けて今後の制度の在り方等について検討した。
- 「介護キャリア段位の取組み実績と評価」を整理し、その上で、「介護キャリア段位の取組みを踏まえた介護事業所・施設における人材育成の考え方」と「介護キャリア段位の仕組みの見直し」について方向性が整理した。

4. 保育士

(1)保育士養成課程等検討会(平成 27 年 6 月 5 日～)

- 保育士養成課程等の見直しや、今後の保育士養成等の課題について検討
 - ・保育士養成課程等の見直しに関する事項
 - ・保育士養成制度の課題に関する事項
 - ・地域限定保育士試験における実技試験に代わる講習又は実習に関する事項

・指定保育士養成施設の養成課程と保育士試験の試験問題との整合性に関する事項

(2) 保育士等確保対策検討会(平成 27 年 11 月 9 日～12 月 4 日:緊急的なとりまとめ)

○保育士をはじめとする保育の担い手の確保に向けた対策について、「保育の担い手確保に向けた緊急的な取り組み」を確認し・公表した(12 月 4 日)。

5. 児童福祉司

(1) 社会保障審議会 児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会報告書(平成 27 年 8 月 28 日)

○児童福祉司の国家資格化

- ・ 児童福祉司の専門性の向上を担保するため、ソーシャルワークに着目した国家資格化を目指した検討が必要。
- ・ ただし、資格化に至るまでには様々な課題を整理することが必要。
- ・ 資格化の検討に限らず、児童福祉司の専門性を高める方策についても検討が必要。

(2) 社会保障審議会新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会
(平成 28 年 3 月 10 日:報告(提言)とりまとめ)

○児童福祉司の質の向上と国家資格化については、「一定の基準に適合する研修の受講を義務付けるべきである」とした。また、児童相談所に配置することが必要な人材について、法律上明確に位置付けるとともに、任用要件で質を、配置標準で量を、担保する必要があるとした。

6. 公認心理士

○「公認心理師法」が、参議院で可決・成立(平成 27 年 9 月 9 日)

○心理職の国家資格化。公認心理師の資格を定めて、その業務の適正を図り、もって国民の心の健康の保持増進に寄与することを目的とする

*介護のシゴト魅力向上懇談会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-rouken.html?tid=323035>

*介護プロフェッショナルキャリア段位制度の在り方に関する検討会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000100172.html>

12. 災害対策

《直近の動向》

➤ 2016.4.14 平成 28 年熊本地震発生

- ▶ 4 月 14 日のマグニチュード 6.5(最大震度 7)、4 月 16 日のマグニチュード 7.3(最大震度 7)の地震発生後、熊本地方を中心に甚大な被害が広がっている。
- ▶ これに対し、4 月 26 日に激甚災害の指定、5 月 2 日に特定非常災害の指定がなされている。

*平成二十八年熊本地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令
http://www.bousai.go.jp/kohou/oshirase/pdf/20160426_01kisyu.pdf

*平成28年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyokan04_02000044.html

13. その他

《直近の動向》

自由民主党 社会福祉推進議員連盟 御中

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
政策委員会委員長 井手之上 優

社会福祉法人制度改革に関する要望書

全国 2 万余の社会福祉法人は、今回の社会福祉法改正の趣旨を受け止め、地域住民の信頼と支持のもと、今後も各地域の福祉基盤の主たる担い手としての役割を果たしていくとともに、経営体制の強化とその他の法人本部機能の強化、組織・事業の透明性の向上に努めてまいります。

社会福祉法人は、これまで地域のセーフティネットとして、制度の狭間におかれた福祉課題・生活問題のある人々への支援を行なってきました。さまざまな事業規模、各種施設・事業を営む社会福祉法人が、地域の増大・多様化する福祉ニーズに対し、主体的、柔軟に、多様な福祉サービス・支援活動が展開できる制度となるよう、下記について要望いたします。

平成 28 年 4 月 1 日施行にかかる事項

1. 「地域における公益的な取組」を行う責務

社会福祉法人が、地域の実態に即して福祉サービスや支援活動が主体的に展開できるよう、「地域における公益的な取組」について、その内容を限定列挙しないでください。

2. 措置費、運営費の性格と「責務」の関係等

すべての社会福祉法人が上記の責務を果たすことができるよう、措置費や運営費のあり方について検討してください。

あわせて、法人の創意工夫のもと多様な取組が行われるためにも、職員配置や施設・設備の活用について弾力化を図ってください。

3. 指導監督の権限移譲

都道府県の区域で事業を行う法人であって主たる事務所が指定都市に所在する法人については、所轄庁が都道府県から指定都市に移譲されることになっていますが、都道府県社会福祉協議会は都道府県域での活動を総合的に調整し地域福祉の推進をはかることを役割としており、都道府県との連携・協働が不可欠です。

については、都道府県と指定都市が十分に連携・協働をはかるようご調整・指導してください。

平成 29 年 4 月 1 日施行にかかる事項

4. 会計監査人の設置

一定規模以上の社会福祉法人については、会計監査人を設置することとされていますが、設置については社会福祉法人に過度な負担がかからないようにしてください。

5. 「社会福祉充実残額」の算定

「社会福祉充実残額」については、法人の主体性・自律性を損なうことなく、事業の継続に必要な財産額が適切に算定される必要があります。財務規律の強化、内部留保の明確化にあたっては、それぞれの社会福祉法人の事業内容や規模が多様であるため、社会福祉法人の主体性のもとに、そうした実情を反映できるしくみにしてください。

また、大規模災害の発生時に、被災した場合に、社会福祉事業及び地域における災害対応ができるように、そうした備えを必置としてください。

政策委員会構成組織一覧

都道府県・指定都市社会福祉協議会
市区町村社会福祉協議会〈地域福祉推進委員会〉
全国民生委員児童委員連合会
全国社会就労センター協議会
全国身体障害者施設協議会
全国保育協議会
全国保育士会
全国児童養護施設協議会
全国乳児福祉協議会
全国母子生活支援施設協議会
全国福祉医療施設協議会
全国ホームヘルパー協議会
日本福祉施設士会
全国社会福祉法人経営者協議会
障害関係団体連絡協議会
全国厚生事業団体連絡協議会
高齢者保健福祉団体連絡協議会
全国老人クラブ連合会

平成 25 年度から「社会保障・福祉政策の動向と対応～ともに生きる豊かな福祉社会をめざして～ 政策動向」として発行。

◇通巻「第 23 号」◇

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 政策委員会